

泉南市 福祉の まちづくり 推進計画

令和4年度(2022年度) — 令和8年度(2026年度)

- 第4次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画
- 泉南市重層的支援体制整備事業実施計画
- 泉南市成年後見制度利用促進計画
- 泉南市再犯防止推進計画

泉南市
社会福祉法人
泉南市社会福祉協議会



はじめに

近年、少子高齢化の進行と人口減少が進む中、人口構造の大きな変化により、私たちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。人と人とのつながりの希薄化、地域コミュニティの衰退などにより、貧困や差別、介護や子育てなど様々な福祉課題が見えにくくなっています。さらに、これらの福祉課題が、複合化、複雑化することによって、現状のしくみでは解決できない問題も生じています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は私たちの暮らし全般に大きな影響をもたらし、特に人と人とのかかわりや支え合いを基本とする福祉活動は、「新しい生活様式」を踏まえた対応が必要となります。

本市の現状を踏まえ、地域福祉の充実のために策定しました本計画では、『新しいカタチのお互いさま』づくりを重点施策に置き、「つながりの強化」「地域住民主体の地域福祉活動」「福祉制度やサービスの支援の推進」「安心・安全のまちづくり」の4つの基本目標の取り組みにより、目指すべき社会の将来像を「あいを育む泉南市」と掲げました。

また本計画は、「第4次地域福祉計画及び地域福祉活動計画」「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」を包含し、名称も新たに「泉南市福祉のまちづくり推進計画」と改め、地域住民及び行政、専門職等さらに様々な業種の事業者等との協働による“地域共生社会の実現”を目指してまいります。

地域住民が地域でつながり、活性化に向けた様々な活動によって、地域の支え合い体制を構築し、子どもから高齢者まですべての地域住民が安心して暮らせるまちづくりを実現していくため、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり参画いただきました第4次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会の皆さま、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和4年3月

泉南市長 竹中 勇人



泉南市福祉のまちづくり推進計画の策定によせて

少子高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化する現代において、誰もが安心して暮らせる社会の仕組みがあらためて問われています。

特に、福祉や地域活動における担い手不足が深刻なものになっており、支援が必要にもかかわらず支援を受けられない方が増加・潜在化していくことが懸念される状況です。こうしたことに対し、行政や専門機関においては、これまで通りの活動だけではなく、広く横断連携による対応を考える必要があります。また市民の皆様においても、向こう三軒両隣のつながりの重要性をあらためて考えていただく必要があります。

本会では平成 29 年 3 月に「第 3 次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、行政と連携を図りながら多くの事業を推進してまいりました。

今回の計画策定にあたっては、あらためて地域の現状を把握するために、市民アンケートの実施やヒアリング調査を実施しました。それにより、市民の皆様のご意見や想いを受け止めるとともに、地域課題をあらためて把握することができました。

その結果を踏まえ、今回の計画では従来の基本理念を継承しながら、『新しいカタチのお互いさま』づくり」を重点施策として、地域のつながりや助け合いのあり方を再構築していくことを目指します。

今後は、この計画を広く市民に周知し着実に推し進めていくことが、ご協力いただきました多くの皆様の声や想いに応えていくことに繋がると考えています。

結びに貴重なご意見をいただき、まとめていただきました策定委員の皆様、ご協力いただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。



令和 4 年 3 月

社会福祉法人 泉南市社会福祉協議会

会長 松野 博

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画策定の背景.....	1
3 計画策定の位置づけと期間.....	5
4 策定体制と手法.....	6
第2章 地域福祉を取り巻く状況	7
1 基礎データ.....	7
2 アンケート調査.....	15
3 ヒアリング調査.....	24
4 第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進捗.....	27
5 地域福祉推進にあたっての課題.....	30
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念.....	33
2 施策体系.....	35
3 圏域の考え方.....	36
4 基本目標ごとの方針.....	37
第4章 施策の展開	39
重点施策 『新しいカタチのお互いさま』づくり.....	39
基本目標1 助け合いの重要性を認識し、日常的なつながりを強める.....	48
基本目標2 地域住民主体の地域福祉活動を推進する.....	50
基本目標3 福祉制度や福祉サービスによる支援を推進する.....	55
基本目標4 安全・安心のまちづくりを推進する.....	65
第5章 計画の推進	69
1 指標の設定.....	69
2 進捗管理の手法.....	69
参考資料	70
1. 計画策定の経過.....	70
2. 策定体制.....	71
3. 用語集.....	78

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本市では、平成29年(2017年)3月に「第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」(以下、「第3次計画」という。)を策定、さらに令和2年(2020年)3月に第3次計画追加版を策定し、地域福祉にかかわる取り組みを進めてきました。

今回の計画策定は、令和3年度(2021年度)をもって第3次計画が最終年度を迎えるにあたり、地域福祉にかかわる取り組みの実施状況や社会経済情勢、市民ニーズなどの変化を踏まえつつ、令和4年度(2022年度)以降の本市における地域福祉の基本的方向性を示した「福祉のまちづくり推進計画」(以下、「本計画」という。)を新たに策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 地域福祉の基本的な考え方

地域福祉とは、地域住民が安心して暮らせるよう、地域住民を中心とした様々な主体が協力して地域課題の解決に取り組む考え方です。

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人・知人など、様々な人たちとかかわりながら地域の中で暮らしています。そして、暮らしの中で様々な地域課題にぶつかりながら生活しています。

たとえば、高齢になって見守りや介護が必要になる、子育て中に保育が必要になる、病気のために動けなくなる、障害があるため在宅生活や社会参加における支援が必要になる、といった地域課題があります。

また、近年の地域課題として、家族等からの虐待、買い物や通院などの際の移動手段の問題、日々のごみ出しや電球の取り換えなどの生活上の支障など、公的な制度やサービスだけでは十分に対応できないものが増加しています。

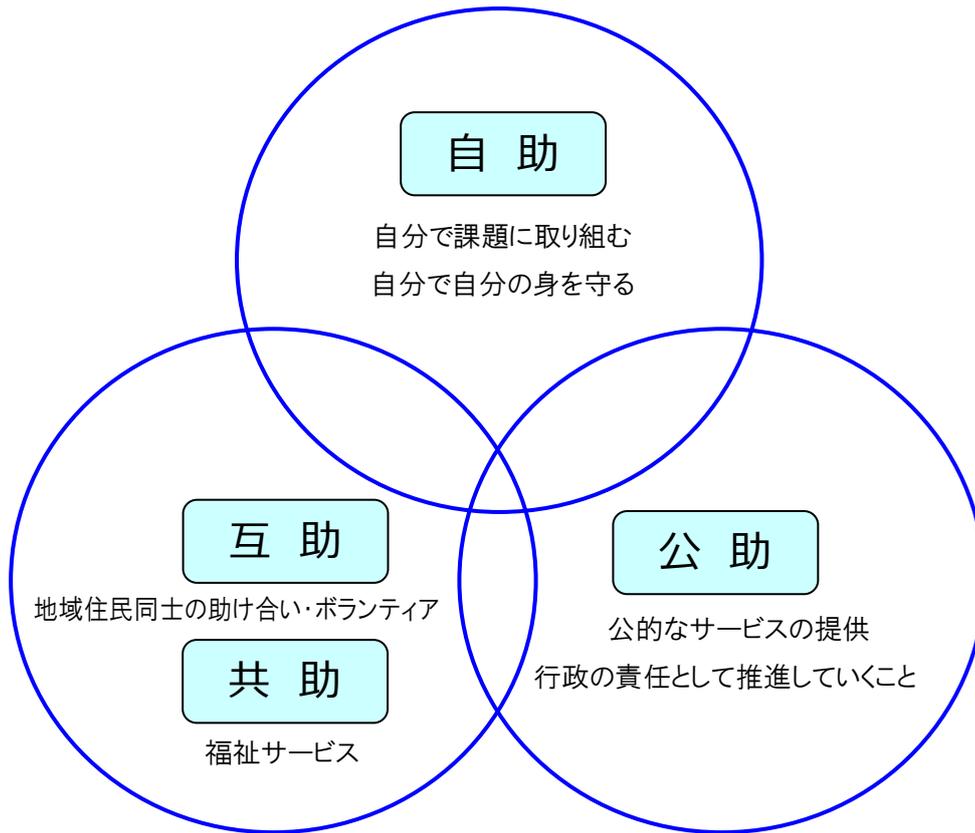
このように、私たちが暮らす地域には、様々な地域課題を抱えて支援を必要としている人がおり、私たちの誰もがその当事者になりうるといえます。

誰もが地域で安心して暮らしていけるためには、

- 日頃身の回りで起こる問題を個人や家庭の努力で解決する。(自助)
- 個人や家族内で解決できない問題を、隣近所やボランティアの力で解決する。事業者等の組織の力で解決する。(互助・共助)
- 地域で解決できない問題を行政の力で解決する(公助)

といった、課題解決に向けて、それぞれが持つ特性のもとで力を合わせる重層的な支援体制が必要となってきます。本計画は、地域福祉の考え方のもと、複雑化・複合化する地域課題の解決に向けて、様々な主体が一体となった支援体制を確立することを目的としています。

自助・「互助・共助」・公助の位置づけ



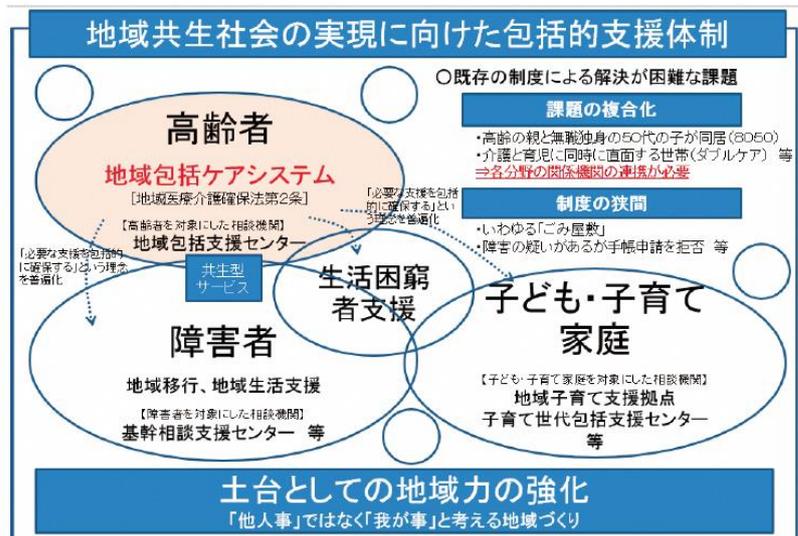
※それぞれの円は、等しく重要な意味を持つという意味ですべて同じ大きさになっています。
負担する労力や業務量が同じという意味ではありません。

(2) 地域共生社会

わが国の人口減少・少子高齢化や世帯構造の変化に伴い、社会的な課題の複雑化・複合化がみられます。こうした課題に対し、国は、地域包括ケアシステムの理念を高齢者以外の分野にも普遍化し、あらゆる社会的支援が必要な方に対して包括的・重層的な支援を行う「地域共生社会の実現」を提唱しました。

本市は、泉南市版地域包括ケアシステムとして「WAO(輪を)！ SENNAN」を掲げ、地域資源の有機的な連携を図ってきました。「WAO(輪を)！ SENNAN」により構築された連携体制は、地域共生社会には欠かせないものです。

したがって、国の今後の施策展開と整合を図りながら、本市のこれまでの取り組みを深化・推進することで、誰一人取り残さない包括的な社会を構築していくことが求められます。



(3) 重層的支援体制整備事業

令和2年(2020年)に成立した改正社会福祉法(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正)において、重層的支援体制整備事業が法定化されました。

当該事業は、近年の少子高齢化や核家族化の進行などに伴い、地域住民の抱える課題が複雑化・複合化し、子ども・高齢者・障害者・生活困窮といった従来の福祉分野別の支援体制では対応が困難になっている現状に対するものです。属性を問わず広く地域住民を対象とした事業を創設することで、市町村において福祉分野を超えた柔軟な取り組みが展開されることを狙いとしています。ただし、当該事業は任意事業であり、実施については市町村の判断に委ねられています。

また、当該事業の内容については、次のように改正社会福祉法に規定されており、これらを一体的に展開することが重要とされています。各事業の詳細については、それぞれの実情に応じて市町村が検討することとされています。

重層的支援体制整備事業を構成する事業

事業名	内容
包括的相談支援事業	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める 支援機関のネットワークで対応する 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業	社会とのつながりをつくるための支援を行う 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援が届いていない人に支援を届ける 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業	市全体で包括的な相談支援体制を構築する 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす 支援関係機関の役割分担を図る

(4) 感染症対策を含んだ新たな生活様式

令和2年度(2020年度)より、新型コロナウイルス感染症が世界全体に拡大し、特に人が過密状態の都市部において強力な感染の広がりがみられました。これに対し、世界中の様々な都市において行動制限がかかるとともに、感染症対策を行ったうえでの新しい生活様式の啓発が進められています。

大阪府においても緊急事態宣言等による行動制限が実施されましたが、それにより、高齢者の安否確認や介護予防活動に支障が出ており、福祉における新たな課題が発生しています。

今後、たとえ新型コロナウイルス感染症が収束することがあったとしても、新たな感染力の強い感染症がいつまた起こることが考えられます。そうした感染症拡大期においても、地域住民が安心して暮らせるよう、適切な感染症対策を含んだ新たな生活様式や地域福祉の推進のあり方を検討する必要があります。

(5) SDGs (世界の持続可能な開発目標)

SDGsは、平成27年(2015年)の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって令和12年(2030年)までの17の国際目標が設定されています。この17の目標は相互に関連しており、それを包括的に解決することで、17の目標を達成する仕組みとなっています。

SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすものです。開発途上国のみならず先進国も含めすべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、わが国としても積極的に取り組むこととしています。

本市においても、少子高齢化の進展による人口減少やそれに伴う経済規模の縮小など、様々な課題が懸念されています。こうした中、将来にわたり人々が安心して暮らせるような、持続的なまちづくりを推進し、暮らしの基盤の維持や再生を図ることが、SDGsの理念と重なり合うことから、本計画においてはSDGsを福祉的側面から推進していきます。

SDGsの17目標



3 計画策定の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

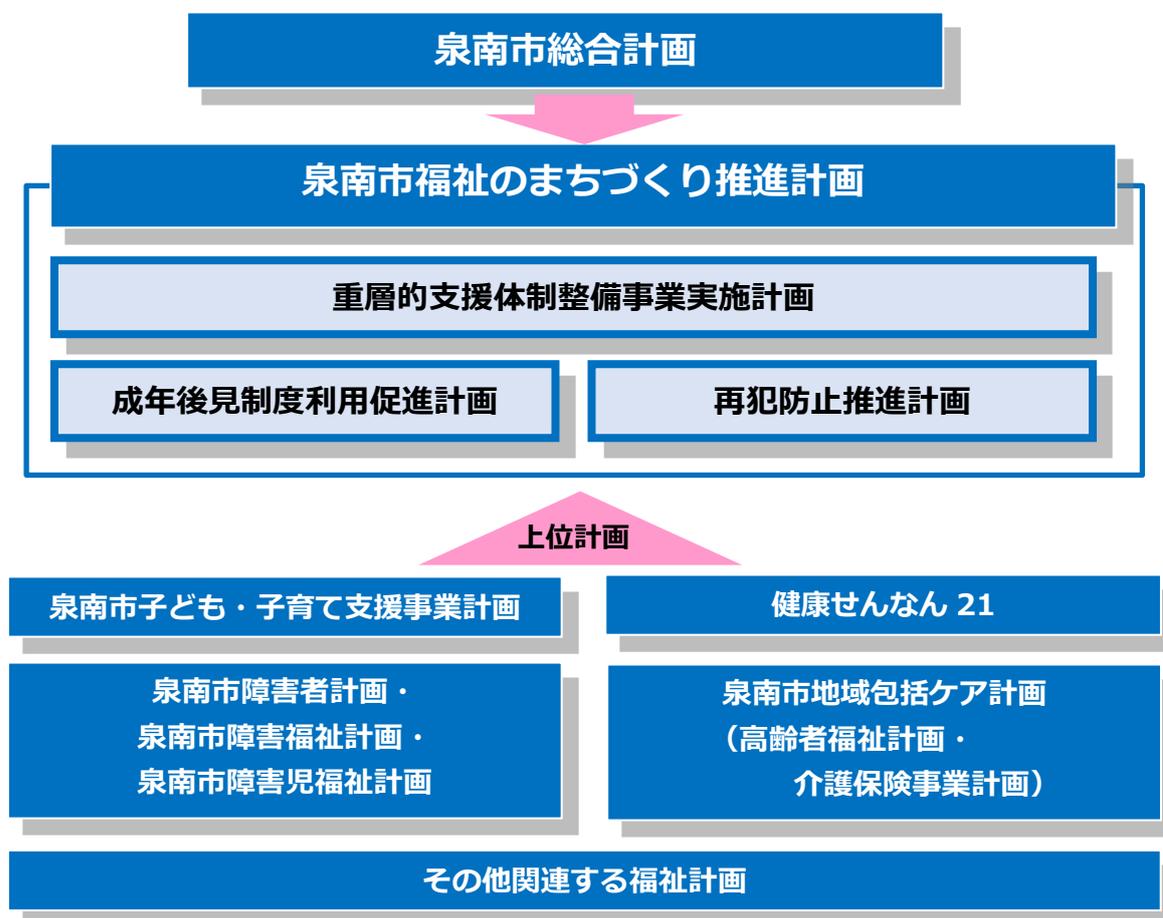
本計画は、地域住民が地域福祉の推進に取り組むことができるよう、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進の方向性を示すため、市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画を一体的に策定するものです。

泉南市総合計画を上位計画としながら、社会福祉法(第107条)に基づき、福祉分野の最上位計画として位置づけます。このため「地域包括ケア計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康せんなん21」などに共通して取り組むべき事項を盛り込みます。

さらに、社会福祉法の平成29年度(2017年度)の改正では、地域福祉と一体的に展開することが望ましい分野の計画については地域福祉計画に位置づけるなど、積極的な活用が明記されています。本計画では、「成年後見制度利用促進計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年(2016年)5月施行))」及び「再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年(2016年)12月施行))」を包含するものとします。

また、令和2年度(2020年度)に、地域共生社会の実現を図ることを目的として社会福祉法等の改正が行われており、本計画においてもその趣旨を踏まえ、「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものとします。

計画の位置づけのイメージ



(2) 計画の期間

本計画は、令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和8年度(2026年度)を最終年次とする5年間の計画とします。なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第5次 総合計画	第6次総合計画 (令和5年度～令和14年度)								
本計画期間									

4 策定体制と手法

計画の策定にあたり、地域住民の地域とのかかわりや福祉活動などへの参加状況、地域福祉推進についての意識などを把握することを目的に、20歳以上の地域住民、地区福祉委員、ボランティアを対象とするアンケート調査を実施するとともに、地区福祉委員を中心として開催する座談会の協議内容等を施策立案の参考とします。

策定体制については、計画で掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課による全庁的な体制のもとで第3次計画の進捗状況の把握を行い、地域住民や関係機関・団体の代表などで構成する「第4次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」において審議を行います。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

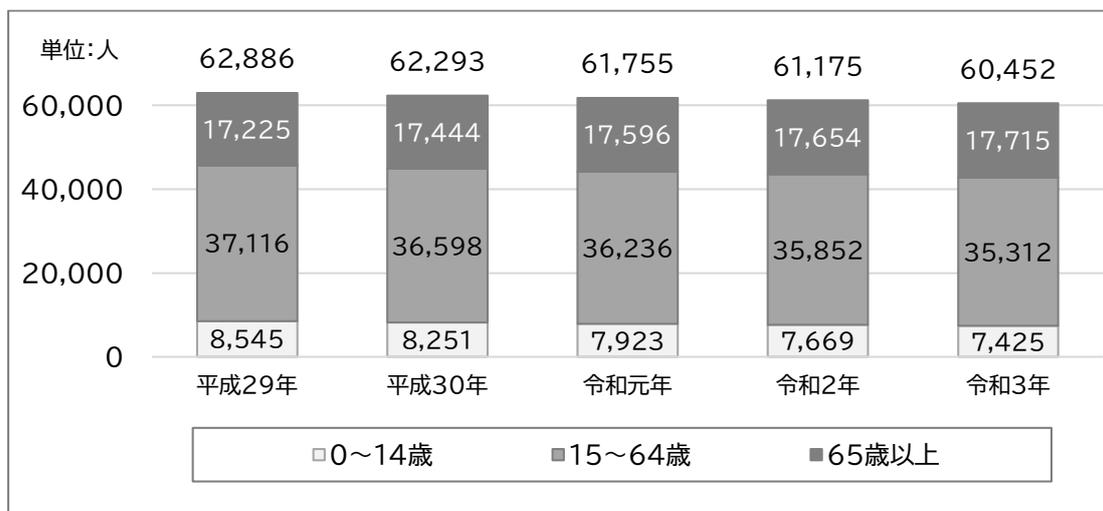
1 基礎データ

(1) 人口構成

①市全域

住民基本台帳によれば、本市の人口減少・少子高齢化傾向にあり、令和3年(2021年)には総人口が60,452人まで減少しています。

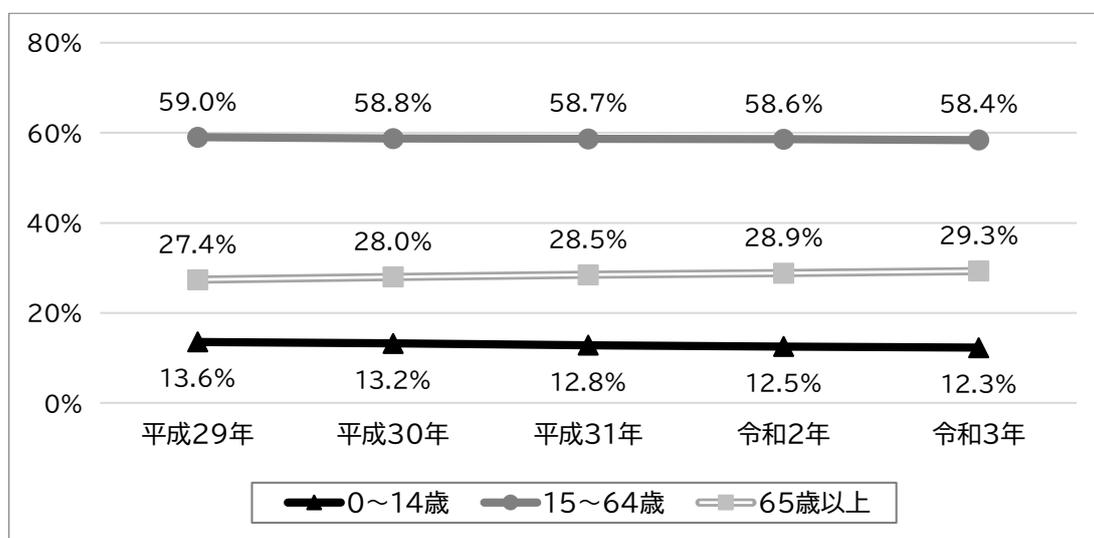
人口推移



資料:住民基本台帳(各年9月末日)

人口構成比をみると、15歳未満の割合が減少し、65歳以上の割合が増加していることがわかります。高齢化率(65歳以上人口の割合)は、令和3年(2021年)時点で29.3%となっています。

人口構成比



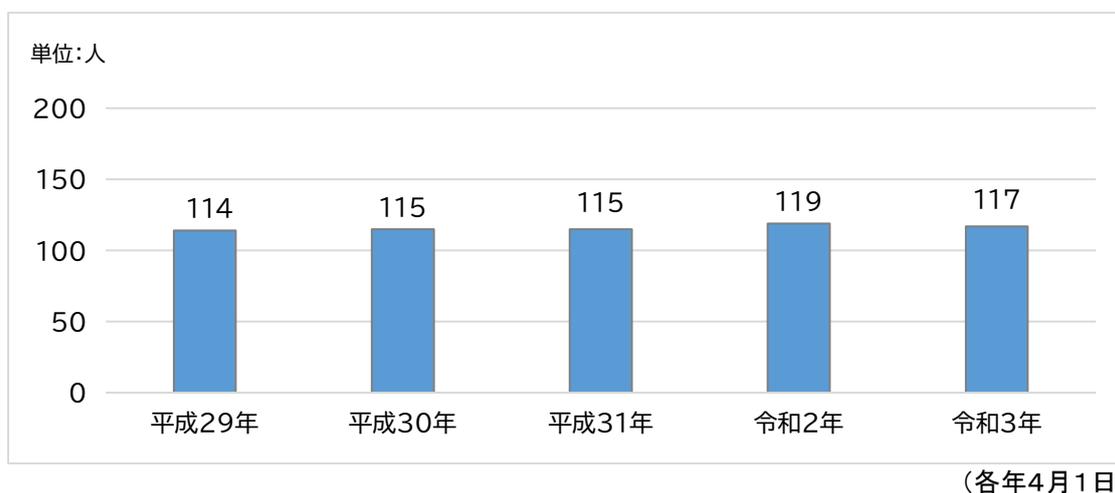
資料:住民基本台帳(各年9月末日)

(2) 地域福祉の担い手

① 民生委員児童委員

民生委員児童委員の人数は、横ばいで推移しています。本市の定員は120名ですが、令和3年現在において117名で、3名の欠員が出ています。

民生委員児童委員数の推移



② 地区福祉委員

地区福祉委員の人数は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、令和3年度（2021年度）に減少しています。

地区ごとの委員数		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
A	新家地区	78	77	78	76	81
	東地区	40	41	43	37	37
	一丘地区	36	35	33	36	22
B	信達地区	51	51	49	51	48
	砂川地区	66	61	59	57	55
C	雄信地区	52	48	44	52	46
	樽井地区	62	54	55	57	51
D	鳴滝地区	22	23	27	30	27
	西信達地区	17	17	20	16	16
合計		424	407	408	412	383

（各年4月1日）

※A～Dは日常生活圏域の区分。詳細は次ページ参照。

【参考】日常生活圏域

本市においては、高齢者福祉の推進にあたって、次の日常生活圏域を設定し、CSW等の配置をしています。高齢者福祉において設定した区分ではありますが、CSWをはじめとして福祉関係者においては、高齢者にとらわれず総合的に地域課題の把握に取り組んでいます。

※CSW: 地域住民から寄せられた相談などから、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりに取り組む専門職。

地区一覧

日常生活圏域	町名
A地区	新家（上村・中村・下村・宮・高野・野口・別所・八幡山・踊山・東）・兎田・別所・信達大苗代（一丘）・信達金熊寺・信達楠畑・信達童子畑・信達葛畑（堀河）
B地区	信達牧野・信達岡中・信達六尾・信達市場の国道26号線より山側（市場・砂川）
C地区	男里（浜）・幡代・馬場・りんくう南浜・樽井1～7丁目
D地区	鳴滝・岡田（陸）・中小路・北野・樽井8～9丁目・信達市場の国道26号線より海側



③ボランティア

ボランティア連絡協議会の団体数・登録者数は、令和2年（2020年）から令和3年（2021年）にかけ、大きく減少しています。個人登録ボランティアも、令和元年をピークとして減少傾向にあります。

元々、登録者の高齢化が進んでいたところに、新型コロナウイルス感染症の拡大が、活動を辞める契機となっています。

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
ボランティア連絡協議会	団体	11	11	11	10	7
	人数	134	136	131	114	87
個人登録	人数	89	94	115	104	98

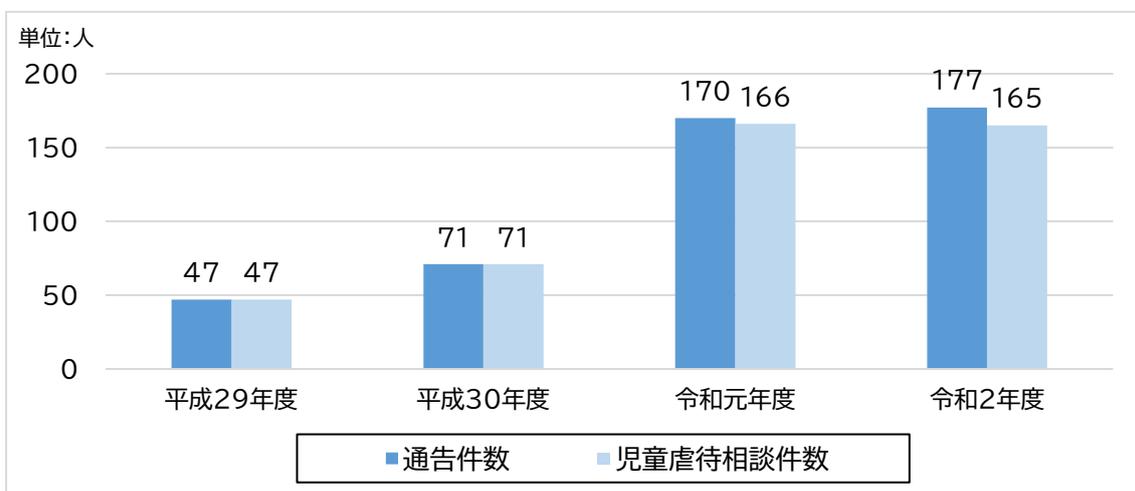
（各年4月1日）

（3）子どもを取り巻く環境

①児童虐待

児童虐待の発生状況は、令和元年度までは集計方法を毎年見直していることから、数値の差が大きくなっていますが、令和元年度の集計方法確定後、通告件数・児童虐待相談件数とも170件前後で推移しています。

児童虐待の状況



②待機児童

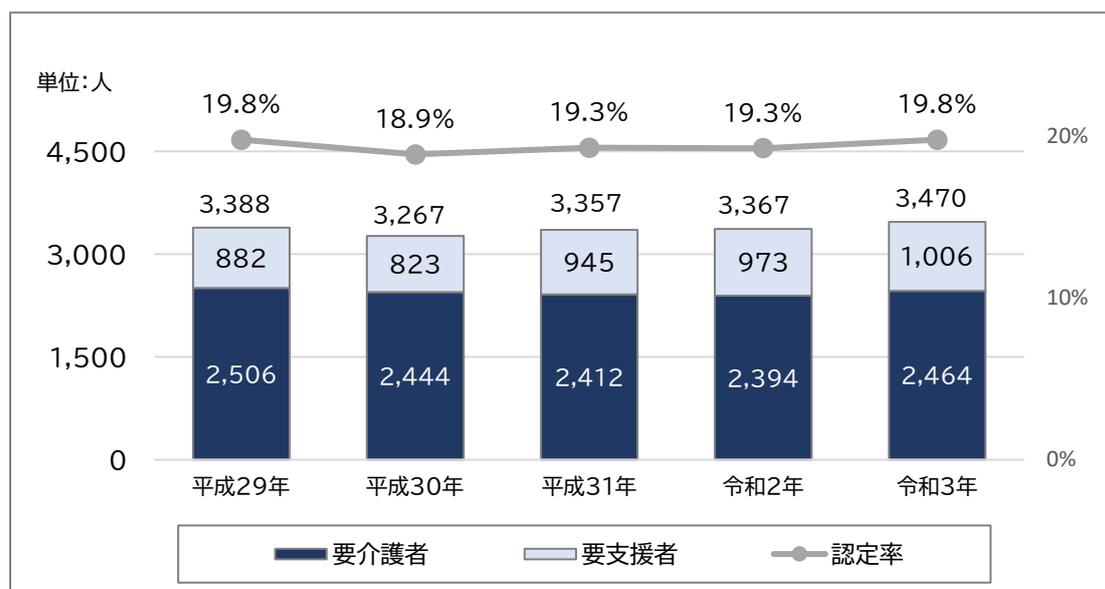
本市においては、子ども・子育て支援法の制定以降、国が定める基準における保育所待機児童は発生していません。

(4) 高齢者を取り巻く環境

①要介護（支援）認定者数

介護サービスを受けるために必要な要介護（要支援）認定を受けた方は、平成29年（2017年）に介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、要介護（要支援）者が減少しています。その後高齢者数の増加に伴い、要介護（要支援）者及び認定率は再び増加傾向になっています。

要介護（要支援）認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年4月末日）

②成年後見制度利用者数

認知症や障害などで判断能力が十分でない方の権利を守る成年後見制度の利用者数は、特に令和2年度（2020年度）には「後見」の利用が顕著に増加しました。

成年後見制度の利用状況

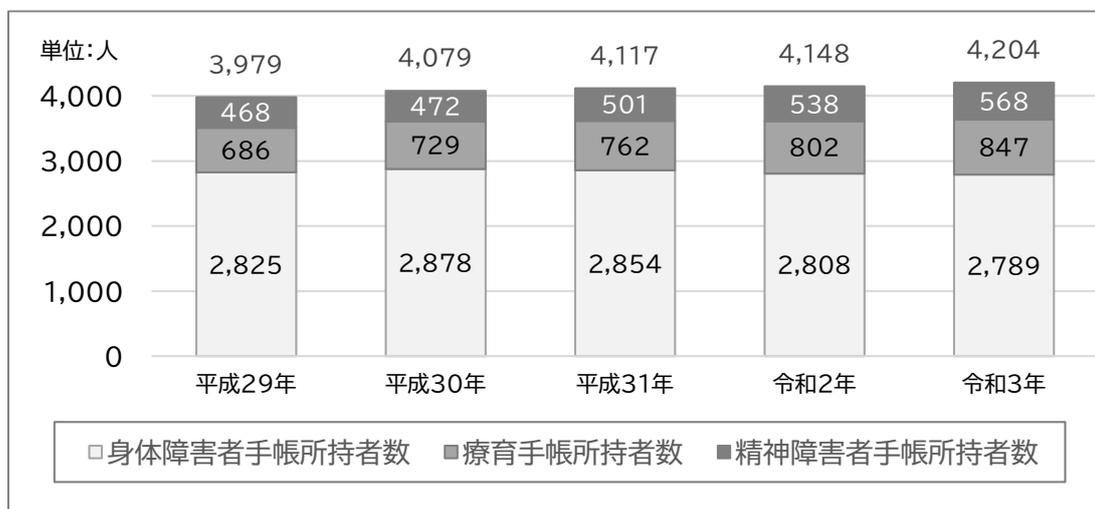
項目		実績数（年度計）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民後見人養成人数	人	1	0	1
法定後見（後見）利用人数	人	118	116	131
法定後見（保佐）利用人数	人	21	26	29
法定後見（補助）利用人数	人	8	9	10
任意後見利用人数	人	1	1	1
【参考】 日常生活自立度Ⅱ以上の人数※	人	566	830	424

※認知症により日常生活に支障のある人数。毎年度9月末時点の人数。令和2年度は感染症拡大により医療機関受診が難しいケースが多く、人数が減少している。

(5) 障害のある人を取り巻く環境

障害者手帳の所持者数は増加傾向にあります。特に、発達障害の増加や、高齢化に伴う認知症の増加の影響で、精神障害者が増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移



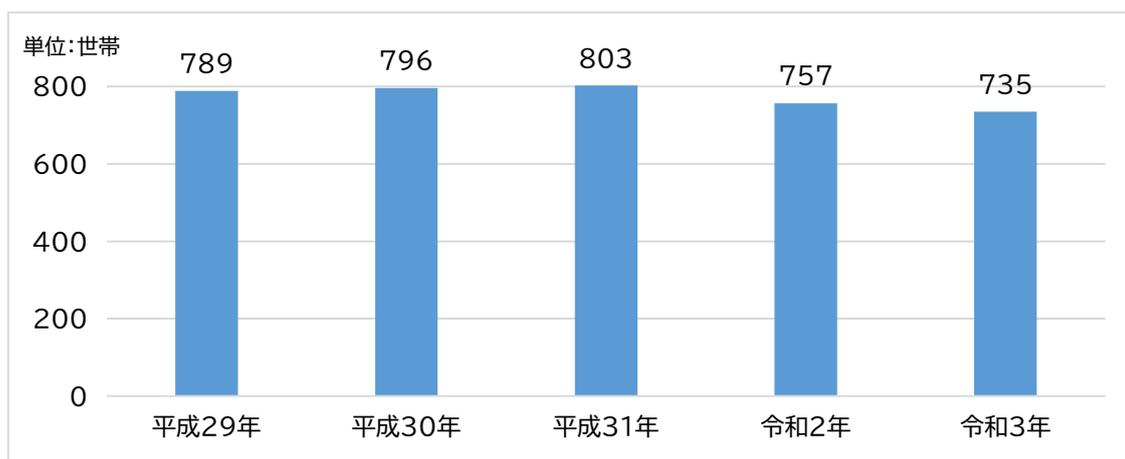
(各年4月1日)

(6) 生活困窮者を取り巻く環境

①生活保護受給世帯数

生活保護受給世帯数は平成31年（2019年）をピークに減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動制限の影響は、本指標ではみられません。

生活保護受給世帯数の推移



(各年4月1日)

②自立支援等

自立支援相談受付件数は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の縮小により、令和2年度（2020年度）に急増しています。相談内容の多くは、就労しているものの減収した方の生活資金等に関する相談であったため、プラン策定件数等については横ばいとなっています。

自立支援相談等の推移

項目		実績数（年度計）				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規相談受付件数	件	124	180	197	190	658
プラン策定件数（就労支援含）	件	40	46	63	56	49
就労増収等の件数	件	13	23	28	36	27

③就学援助

小中学生のいる家庭の経済状況等により、学用品費・給食費・修学旅行費など就学費用の一部を援助する就学援助については、子どもの数の減少に伴い、援助数は減少傾向にあるものの、全校生徒における割合は横ばいとなっています。

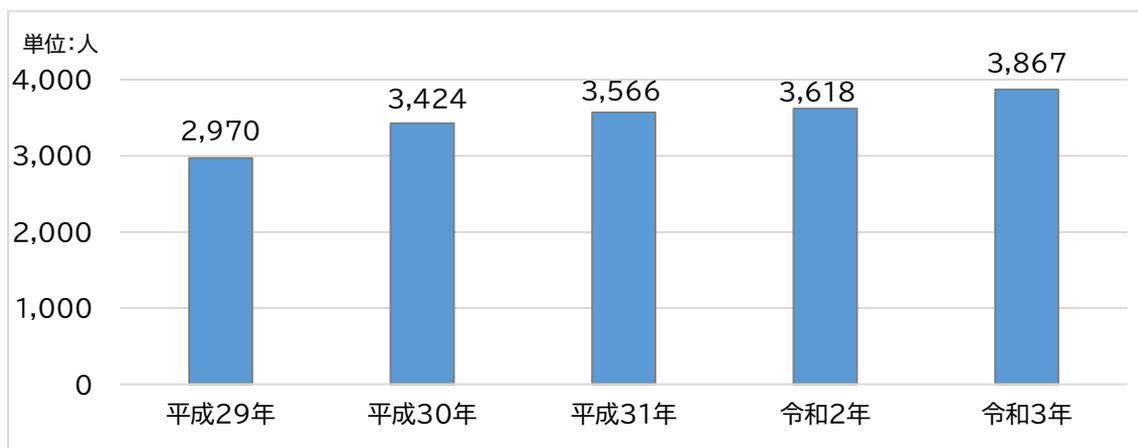
就学援助の推移

項目		実績数（年度計）				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学生に対する就学援助数	人	816	851	863	811	812
全校生徒における援助割合	%	22.4	24.2	25.2	24.6	25.5
中学生に対する就学援助数	人	509	492	453	419	424
全校生徒における援助割合	%	25.4	25.4	24.7	24.1	25.7

(7) 防災を取り巻く環境

避難行動要支援者数は増加傾向にあり、令和3年には総人口の6.4%である3,867人まで増加しています。

避難行動要支援者数の推移



(各年4月1日)

2 アンケート調査

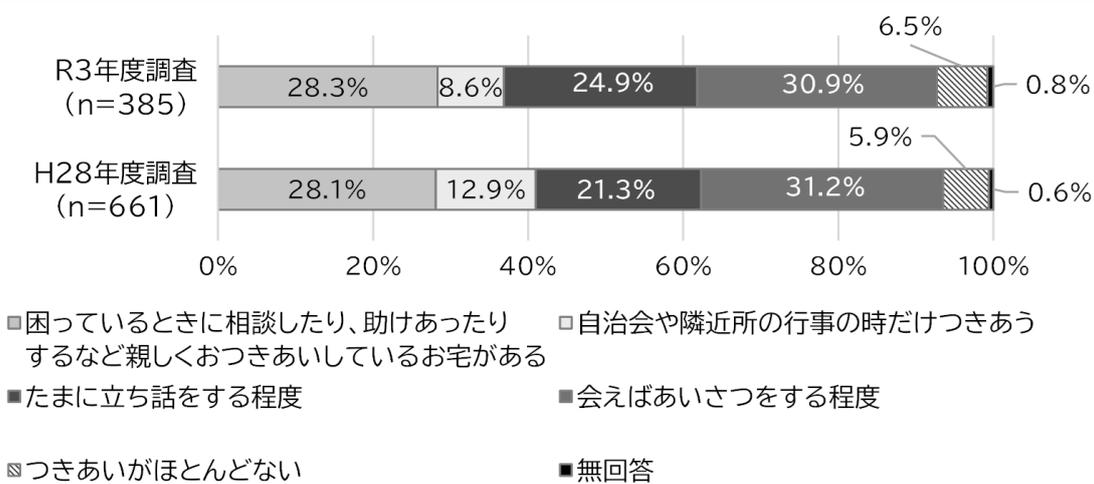
本市の地域福祉を取り巻く現状や課題を把握することを目的とした次のアンケート調査を実施しました。その概要は次の通りです。

No	市民アンケート	地区福祉委員アンケート	ボランティア等アンケート	成年後見制度アンケート
調査対象	無作為抽出した 20歳以上の市民	地区福祉委員	泉南市ボランティア連絡 協議会に属する団体会 員及び泉南市福まちサポ ーター	泉南市内の高齢者福祉 施設の利用者及びその 家族
調査数	1,000 票	450 票	300 票	110 票
回収数	385 票 (回収率 38.5%)	264 票 (回収率 58.7%)	107 票 (回収率 35.7%)	—
調査期間	令和3年6月～7月	令和3年6月～7月	令和3年6月～7月	令和3年8月

※アンケート調査においては、選択肢から1つだけ回答を選択する「単問回答」と、
選択肢から2つ以上の回答を選択可能な「複問回答」があります。

(1) ご近所づきあい（単問回答）

ご近所づきあいについては、前回調査時と大きな違いはありません。



年代別にみると、20・30歳代のご近所とのつながりが薄い傾向がみられます。また、40～60歳代はあまり傾向は変わりません。

住居形態別にみると、一戸建て等に比べ、集合住宅ではご近所とのつながりが薄い傾向がみられます。

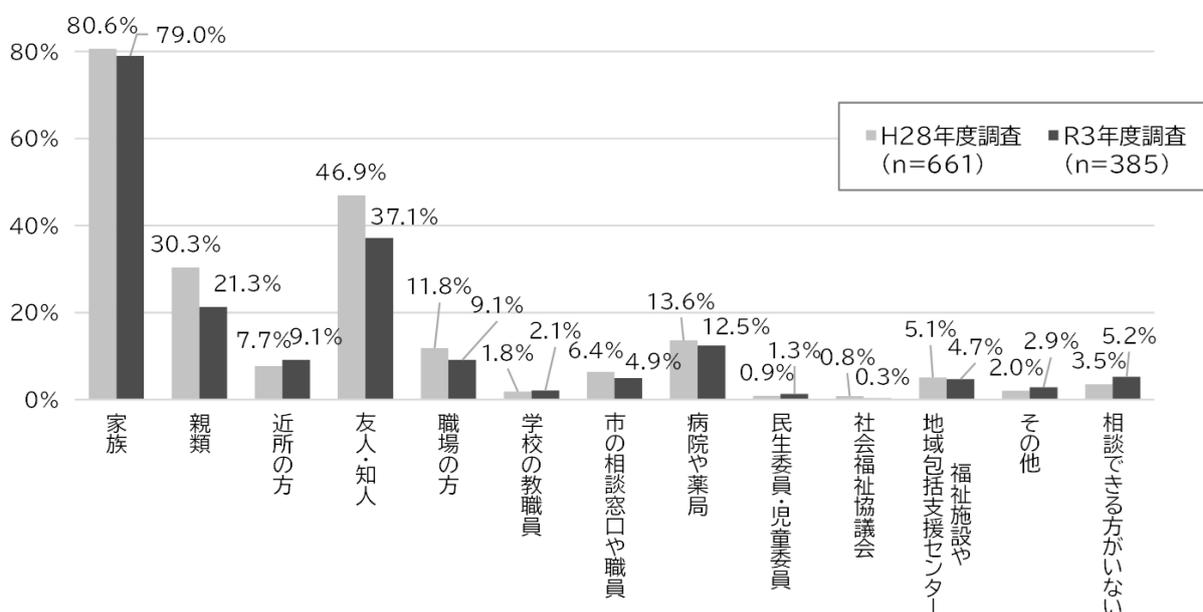
(2) 地域とのかかわりあい（複問回答）

地域とのかかわりあいについては、いざという時のために助け合い等を大切にしたいと考える割合が、年代によらず高くなっています。

	回答者数	心からうちとけられる関係を築きたい	いざという時のためにも隣近所を中心とした助けあいやつきあいを大切にしたい	住民がお互いに協力して地域をよくする活動に参加していきたい	隣近所の協力はあてにできないので、自分のことは自分でする	時間的に余裕のある方や、やる気のある方が地域とかかわるほうがよい	地域社会のためであっても、自分の生活や時間を大切にしたいので、地域的なかわりを持ちたくない	その他	無回答
全体	385	10.1%	55.8%	22.9%	18.7%	22.6%	10.9%	2.3%	2.1%
20歳代・30歳代	40	2.5%	45.0%	17.5%	17.5%	30.0%	17.5%	0.0%	5.0%
40歳代	66	9.1%	51.5%	19.7%	9.1%	25.8%	10.6%	6.1%	0.0%
50歳代	50	2.0%	56.0%	20.0%	28.0%	22.0%	16.0%	0.0%	4.0%
60歳代	68	10.3%	54.4%	26.5%	30.9%	22.1%	11.8%	1.5%	1.5%
70歳以上	151	15.9%	59.6%	24.5%	15.9%	20.5%	7.9%	2.0%	1.3%

(3) 悩みの相談相手（複問回答）

悩みの相談相手については、「親類」や「友人・知人」が減少しており、以前より相談相手が減少していることが懸念されます。



(4) 福祉情報の取得手段（複問回答）

年代別に福祉情報の取得手段をみると、20・30歳代は半数ほどしか広報を見ていない一方、インターネットを約6割が活用しています。また、70歳以上は約1割ほどしかインターネットを活用していません。

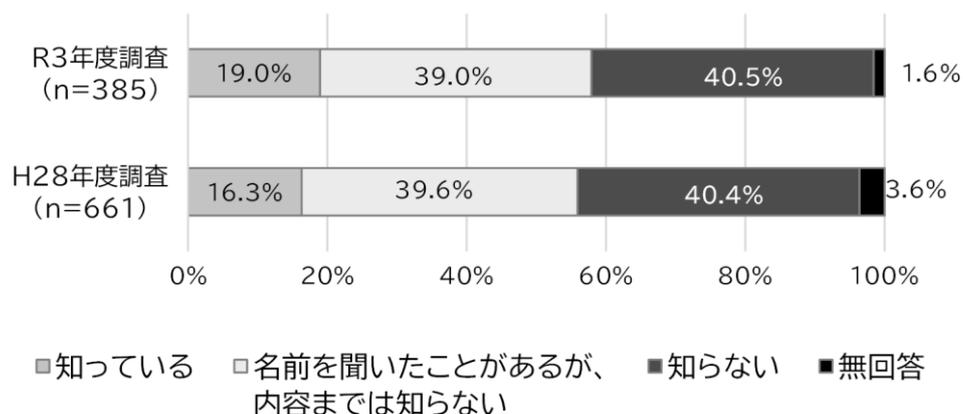
発信する情報によって、手法を使い分ける必要があります。

	回答者数	市発行の「広報せんなん」	社会福祉協議会からの情報	回覧板やまちかどの掲示板	新聞の情報	テレビやラジオの情報	インターネットによる情報
全体	385	76.9%	5.2%	26.8%	20.8%	30.9%	32.2%
20歳代・30歳代	40	50.0%	2.5%	12.5%	5.0%	25.0%	57.5%
40歳代	66	75.8%	3.0%	12.1%	6.1%	15.2%	48.5%
50歳代	50	80.0%	2.0%	26.0%	8.0%	26.0%	46.0%
60歳代	68	80.9%	4.4%	32.4%	26.5%	39.7%	36.8%
70歳以上	151	83.4%	7.9%	35.1%	33.1%	38.4%	11.3%

(5) 地域福祉に関する主体の認知度（単問回答）

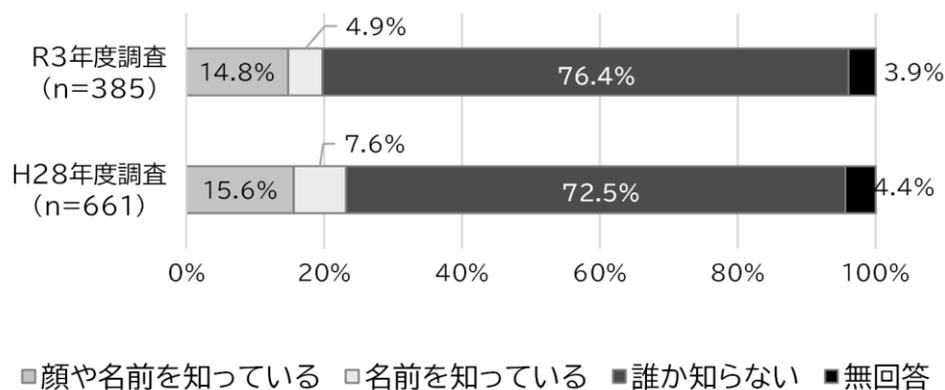
① 泉南市社会福祉協議会

社会福祉協議会の認知度は、前回調査より微増はしていますが、おおむね同様の傾向といえます。しかし、高齢化の進展や障害者が増加している状況において、認知度の向上は大きな課題といえます。



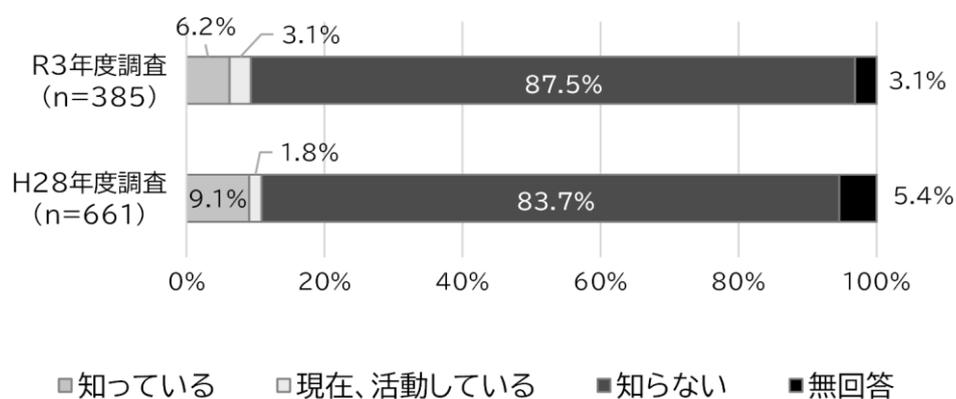
②民生委員児童委員

民生委員児童委員の認知度は、前回調査より微減していますが、おおむね同様の傾向といえます。しかし、高齢化の進展や障害者が増加している状況において、認知度の向上は大きな課題といえます。



③ボランティア団体等

ボランティア団体等の認知度は、前回調査より微減していますが、おおむね同様の傾向といえます。



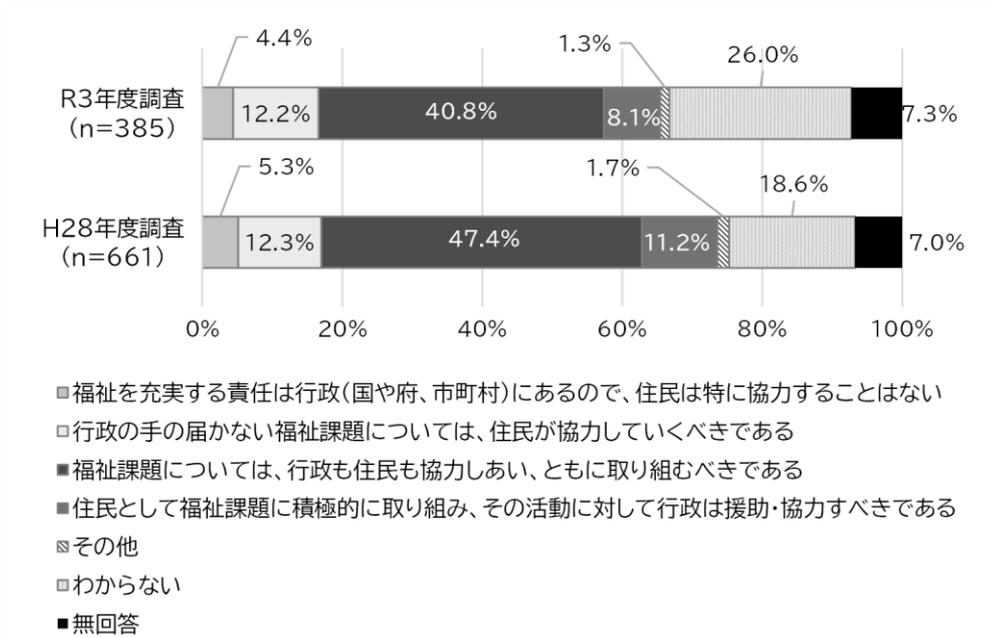
④属性ごとの認知度

①～③の認知度を属性ごとにまとめたものが次の表です。地域福祉の主体についての認知度は、特に年代や居住年数において、大きな格差がみられます。特に、居住年数が5年未満の方は、地域福祉に関係する主体についてまったく認識していない、という結果がみられます。

「知っている」方の割合 （「活動内容」や「顔と名前」を把握している）		泉南市 社会福祉協議会	民生委員 児童委員	ボランティア 団体
全体		19.0%	14.8%	6.2%
① 年代別	20歳代・30歳代	7.5%	0.0%	2.5%
	40歳代	10.6%	4.5%	1.5%
	50歳代	18.0%	10.0%	2.0%
	60歳代	20.6%	19.1%	7.4%
	70歳以上	24.5%	22.5%	9.9%
② 地区別	A地区	12.8%	11.5%	3.8%
	B地区	26.4%	19.4%	8.5%
	C地区	15.5%	13.6%	5.5%
	D地区	16.7%	11.7%	6.7%
③ 住居の形態別	一戸建て、長屋建て	19.7%	16.0%	7.1%
	集合住宅（マンションなど）	13.9%	11.1%	4.2%
	その他	20.0%	10.0%	0.0%
④ 泉南市の居住 年数別	生まれてからずっと	20.5%	15.4%	2.6%
	5年未満	0.0%	0.0%	0.0%
	5年以上10年未満	4.5%	4.5%	0.0%
	10年以上20年未満	17.6%	5.9%	3.9%
	20年以上30年未満	15.4%	9.6%	11.5%
	30年以上	23.0%	21.7%	8.7%

(6) 協働のあり方 (単問回答)

前回調査と比較すると、わからないと回答した割合が増加しており、その分、協働を進めるべきと回答した割合が減少しています。



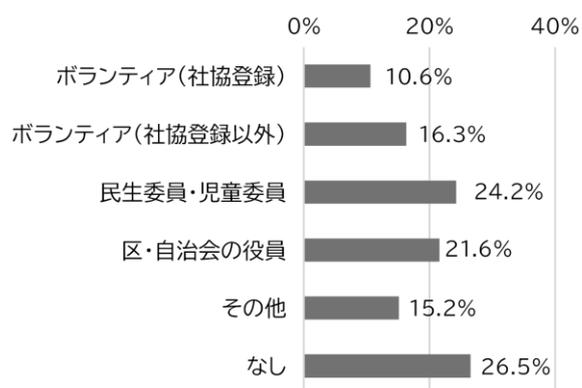
また、属性ごとの意識は次の表のとおりです。特に年代別において、70歳代以上において協働意識が強い傾向がみられるものの、60歳代以下においてはあまり意識が変わらないことがわかります。

また、居住年数が5年未満の方において、福祉は行政が対応するものであるという認識が強く表れています。

		福祉を充実する責任は行政(国や府、市町村)にあるので、住民は特に協力することはない	行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである	福祉課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである	住民として福祉課題に積極的に取り組み、その活動に対して行政は援助・協力すべきである	その他	わからない	無回答
全体		4.4%	12.2%	40.8%	8.1%	1.3%	26.0%	7.3%
① 年代別	20歳代・30歳代	5.0%	17.5%	35.0%	2.5%	7.5%	30.0%	2.5%
	40歳代	6.1%	16.7%	36.4%	10.6%	0.0%	25.8%	4.5%
	50歳代	4.0%	20.0%	38.0%	10.0%	0.0%	22.0%	6.0%
	60歳代	2.9%	8.8%	32.4%	10.3%	2.9%	41.2%	1.5%
	70歳以上	4.0%	8.6%	50.3%	7.3%	0.0%	18.5%	11.3%
② 地区別	A地区	3.8%	10.3%	43.6%	9.0%	1.3%	26.9%	5.1%
	B地区	3.1%	14.7%	45.7%	8.5%	0.8%	22.5%	4.7%
	C地区	6.4%	10.9%	34.5%	7.3%	1.8%	30.9%	8.2%
	D地区	5.0%	13.3%	41.7%	6.7%	1.7%	20.0%	11.7%
③ 住居の形態別	一戸建て、長屋建て	4.1%	11.6%	43.9%	7.5%	1.7%	24.8%	6.5%
	集合住宅(マンションなど)	5.6%	16.7%	31.9%	12.5%	0.0%	25.0%	8.3%
	その他	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	60.0%	10.0%
④ 泉南市の居住年数別	生まれてからずっと	5.1%	11.5%	44.9%	9.0%	2.6%	23.1%	3.8%
	5年未満	13.3%	26.7%	26.7%	6.7%	0.0%	20.0%	6.7%
	5年以上10年未満	0.0%	9.1%	27.3%	4.5%	4.5%	36.4%	18.2%
	10年以上20年未満	5.9%	19.6%	27.5%	3.9%	2.0%	35.3%	5.9%
	20年以上30年未満	3.8%	17.3%	46.2%	5.8%	1.9%	23.1%	1.9%
	30年以上	3.7%	8.1%	45.3%	10.6%	0.0%	23.6%	8.7%

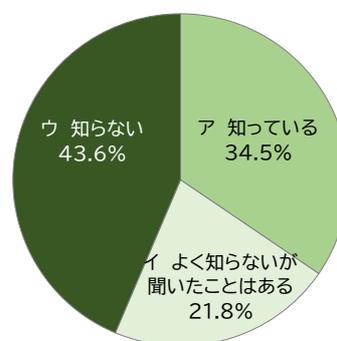
(7) 地区福祉委員以外の活動（複問回答）

地区福祉委員以外の活動を「なし」と回答したのは約3割で、約7割がその他の活動を兼務している状況です。



(8) 成年後見制度の知名度（単問回答）

今後重要となる成年後見制度ですが、高齢者福祉施設を利用する方やその家族であっても、約4割は知らないと回答しており、周知活動を継続的に行うことが重要です。

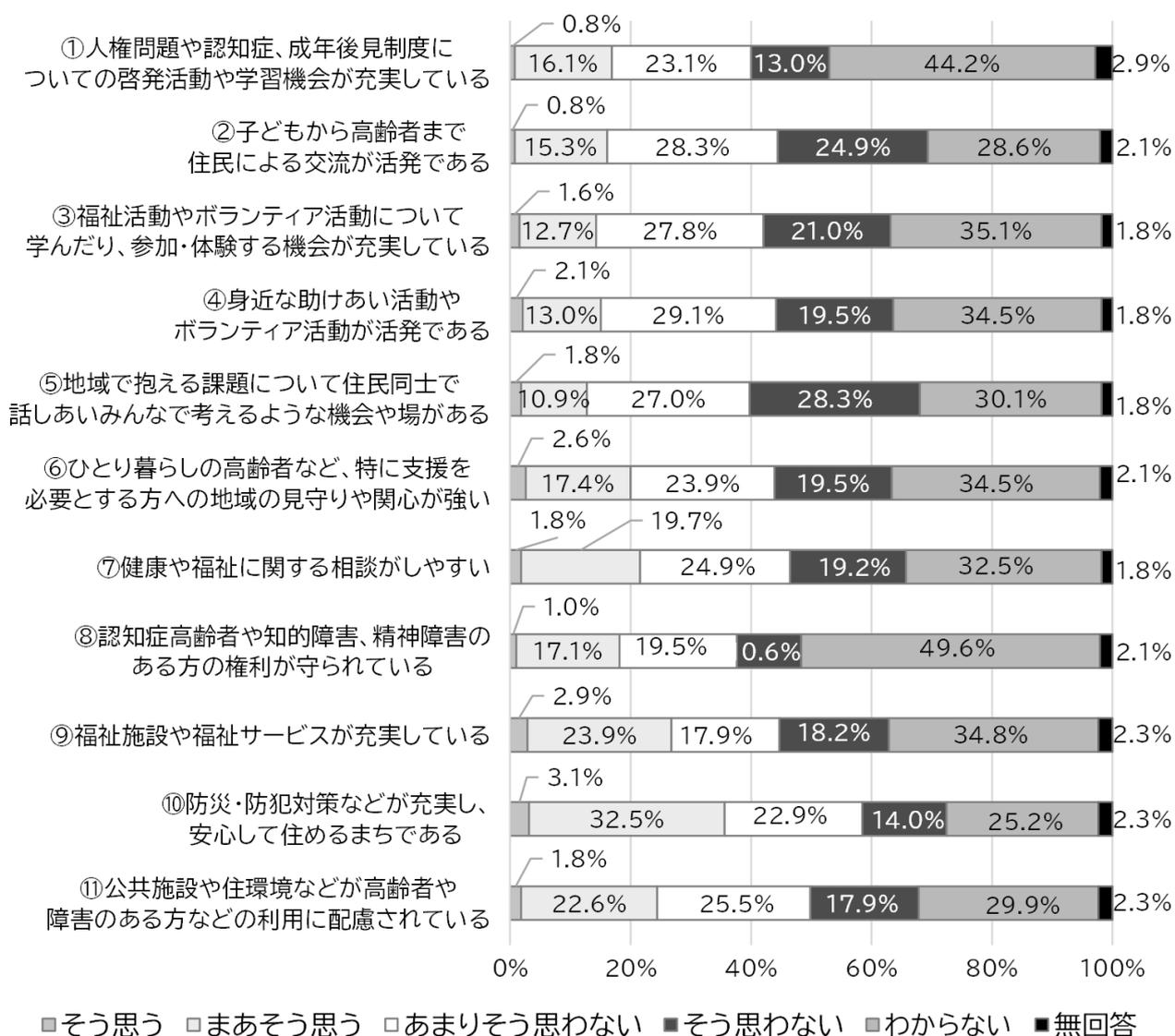


(9) 地域環境や市の取り組みへの評価（単問回答）

市民の評価では、防災・防犯対策（⑩）や福祉サービス（⑨）、公共施設等のバリアフリー（⑪）が相対的に肯定的評価をされています。その一方で、地域課題の話し合いの場（⑤）や世代間交流（②）が相対的に否定的評価をされています。

否定的評価については、地区福祉委員もボランティア等についても同様の傾向であり、コミュニティを強化するような施策の充実を検討する必要があります。

市民の評価



3 ヒアリング調査

本市の地域福祉を取り巻く現状や課題を把握することを目的とした次のヒアリング調査を実施しました。その概要は次の通りです。

No	地区福祉委員座談会	関係団体ヒアリング
調査対象	地区福祉委員	関係団体
調査数	全地区(9地区)	4
調査期間	令和3年10月	令和3年10月

(1) 地区福祉委員座談会

①地区ごと連携状況

A	新家地区	民生委員児童委員との連携はできている 区・自治会とも密に活動できているが、自治会がやや消極的に感じる
	東地区	民生委員児童委員・地区福祉委員・自治会役員を一本化 (人口減少に伴う人材不足を見越して)
	一丘地区	民生委員児童委員との連携はできていない 現在URと大学、地域団体が協働で地域コミュニティ(拠点)づくりに取り組んでいる
B	信達地区	民生委員児童委員が地区福祉委員に移行する機会が多く、活動内容は共有できている
	砂川地区	民生委員児童委員も小地域ネットワーク活動をともに実施している
C	雄信地区	民生委員児童委員が地区福祉委員に移行する機会が多く、活動内容は共有できている
	樽井地区	民生委員児童委員とは完全に独立して活動している
D	鳴滝地区	民生委員児童委員が地区福祉委員に移行する機会が多いが、地区福祉委員はあまり機能していないように感じる(何をするのかわからない)
	西信達地区	地区福祉委員はあまり機能していないように感じる ※地区福祉委員が実質的に解散状態にあり、再構築に向けて地域が協議中。座談会には民生委員児童委員が出席。

②座談会でのご意見(まとめ)

- ・ 個人情報保護法により、以前は提供された市民の情報が、今は提供されない。活動が制約されるのにストレスを感じている。(旧村除く)
- ・ 情報はあっても、オートロックのマンションなどにはアプローチしづらい。介入が必要なケースの対応が難しくなっている気がする。
- ・ 市は、独居高齢者世帯のケアには注力しているが、高齢者夫婦のみ等の世帯にはまだ関心が薄い気がする。介護疲れによる殺人のニュースをみると、ひとつとには思えなくなってきた。

- ・新型コロナウイルスのワクチン接種の際には、地区福祉委員にも頼ってほしかった。
- ・全体的に男性の参加が課題。支える側としての参加も少ないし、サロンへも参加が少ない。
- ・要介護認定を受ければ保険がきくのを知らずに、家に手すりを実費でつけた方がいた。他にも知らないことで、潜在している課題があるように思う。
- ・「地域の目があるので、福祉にお世話になりたくない」という方が(減ってきたが)いまだにおられる。特に旧村では噂も広まりやすいので、気にする方も多い。
- ・福まちサポートリーダー研修を以前受けたが、趣旨が分からなかった。名前だけ新しい同じような取り組みにしか思えない。
- ・公立小中学校の再編で、地域から学校が大幅に減少するため、子どもや子育て家庭が地域に入ってこなくなるのが明らか。(A地区)

(2) 関係団体ヒアリング

①CSW

- ・昔からの地域よりも集合住宅のほうが課題が多いように感じている。たとえばA地区の課題の多くは一丘地区。URの取り組みで顔の見える関係性ができることを期待している。
- ・現状、高齢者を中心にした活動が中心となっている。地域のことを考えると、子育て家庭への支援もしていきたい。
- ・地域福祉力のアップを図っていききたい。一般の市民の皆さんも、今よりも福祉や助け合いの大事さを理解してもらいたい。福まちサポートリーダーの考え方は重要。
- ・コロナ禍で認知症が増加していると感じている。

②福まちサポートリーダー

- ・研修の受講者の中でも、福まちサポートリーダーへの認識も様々。まずは地域の方々と知り合いになるところから、ゆるやかなつながりづくりをしていきたい。
- ・研修の受講者はやはり高齢者が多いが、地区福祉委員などの役職に何もついていない方が多い。研修を受け、「まちのことをよく知りたい」と思うようになった。
- ・重要なのは、悩みを言える地域のムードづくりであり、それにつながる取り組みをしていけたらと思っている。

③子育て支援団体

- ・個人情報保護でひとり親家庭の把握がしづらくなった。
- ・もっと制度を知ってもらって、サービスによってはあらかじめ登録しておくことが必要なことを周知すれば、もっと利用者が増えるのではないか。
- ・子ども達には第3の居場所が必要。取り組みを考えていきたい。

④障害者支援団体

- ・ 地域の障害者への認識はまだまだだと思う。障害者は特殊な人ではなく、誰もがなりうる状況にいる人。もっと市民に認識してもらう必要があると思う。
- ・ 障害者やそのご家族は、悩みがあってもご近所に相談したがない傾向がある。

(3) 地域課題に対応する主な主体・資源

上記ヒアリングに加え、市内各課に対してヒアリングを行い、本市における地域課題に対応する主な主体・資源は次の通りです。

エリア		地域福祉	高齢者福祉	障害者福祉	子ども・子育て支援	健康増進	人権擁護
市レベル		地域共生社会連携推進チーム(市)	市	相談支援事業所	子育て世代包括支援センター(市)		市
日常生活圏域	横断	社会福祉協議会・CSW					
	専門	地域包括支援センター 地域支えあい推進員			保健師(市)		
小地域・地区		民生委員児童委員 小地域ネットワーク(地区福祉委員) 福まちサポートリーダー					人権擁護委員

4 第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進捗

第3次計画における施策の進捗状況は次の通りです。

(1) 指標の推移

施策展開の基本目標	No.	指標	計画当初	現状値
1. 地域社会でのつながりをつくるために	1	「近隣関係が良好だ」と思う人	20歳以上の市民 69.4%	集計方法不明のため、変更
	→	「困っているときにご近所と助け合いができる関係だ」と思う人	20歳以上の市民 28.3%	20歳以上の市民 28.1%
2. 住民主体の地域福祉活動を進めるために	2	「身近な助けあいやボランティア活動が活発だ」と思う人	20歳以上の市民 15.9%	20歳以上の市民 15.1%
	3	個別援助活動(見守り・声かけ)の延べ回数	平成27年度 9,867回	令和2年度 10,966回
	4	ふれあいサロン、子育てサロン、世代間交流の参加者総数	平成27年度 19,627人	令和2年度 7,092人
	5	社会福祉協議会の登録ボランティア数(団体・個人)	平成27年度 221人	令和3年度 185人
	6	認知症サポーター・キャラバンメイトの人数	平成28年12月末現在 13,869人 (人口比)21.8%	令和3年6月末現在 18,884人 (人口比)30.6%
3. 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために	7	「福祉に関する相談がしやすい」と思う人	20歳以上の市民 22.6%	20歳以上の市民 21.5%
	8	「福祉施設や福祉サービスが充実している」と思う人	20歳以上の市民 22.0%	20歳以上の市民 26.8%
	9	自立支援相談件数(厚生労働省が定める基準による目標件数 月10件) ※指標設定当初は月12.4件が基準だった	129件 (達成率)116%	658件 (達成率)548%
4. 安心して快適に暮らせる基盤をつくるために	10	避難行動要支援対象者の同意状況	平成28年12月末現在 2,358人 (同意率)39.7%	令和3年3月末現在 3,867人 (同意率)53.2%
	11	「防災・防犯対策等が充実し安心して住める」という人	20歳以上の市民 31.8%	20歳以上の市民 35.6%

基本目標① 地域社会でのつながりをつくるために

- ・市民アンケートにおいてご近所と助け合いができる関係性にある方の割合は、大きく変わっておらず、施策効果は出ていません。

基本目標② 住民主体の地域福祉活動を進めるために

- ・市民アンケートにおいて助け合いやボランティアが活発だと思ふ方の割合は、大きく変わっておらず、施策効果は市民の意識には反映されていません。
- ・サロン等の交流活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響(以下、「コロナ禍」という。)で大きく制限されましたが、個別援助活動は維持・拡充され、見守りや声かけが行われました。
- ・コロナ禍で、ボランティア活動をやめる方が増加しており、登録ボランティア数は大幅に減少しています。
- ・認知症サポーター・キャラバンメイトの数は、大幅に増加しており、認知症に対する市民の理解は深まったと考えられますが、その後のフォローが十分ではなく、地域活動につなぐ取り組みが必要と考えられます。
- ・認知症初期集中支援チームの取り組みとして、市内の認知症サポート医が8名(令和2年度現在)との連携のもと、認知症の早期発見・早期対応に取り組んでいます。毎年度 10 件前後、新規事例として扱っています。(平成 30 年度8件、令和元年度 16 件、令和2年度 10 件)

基本目標③ 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために

- ・市民アンケートにおいて福祉に関する相談がしやすいと感じる方の割合は、大きく変わっていませんが、福祉施設・サービスが充実していると感じる方の割合は増加しています。
- ・自立支援相談件数は大幅に増加しています。

基本目標④ 安心して快適に暮らせる基盤をつくるために

- ・避難行動要支援者数が増加する中、同意率も約半数にとどまっており、今後、制度の趣旨についての周知や同意率の向上に一層取り組む必要があります。また、同意の得られた避難行動要支援者については、個別避難計画の作成につなげることが重要です。
- ・市民アンケートにおいて防災・防犯対策が充実していると感じる方の割合は増加しており、安全・安心な地域環境整備は市民の意識にも反映されています。

(2) 総括

①地域の課題

社会情勢の変化により、複雑化・多様化する地域の課題に対して、相談機能等の充実を図ってきました。また、日頃からの地域の支え合いが不可欠であることから、福まちサポートリーダーや認知症サポーターの養成等、人材育成を図ってきましたが、地域活動の担い手不足や市民の意識向上に対しての効果はまだ出ておらず、さらに手法を検討していく必要があります。

今後、人口減少や少子高齢化がさらに進行することが予想されることから、担い手の育成が一層重要になるだけでなく、総合的な支援のための拠点機能の充実を図る必要があります。

指標の達成状況から、特に防災・防犯などの取り組みについては、市民の意識にも反映され、安心して暮らせる地域だという意識につながっていると考えられます。しかし、地域のつながりに対する市民の意識は変化がなく、市民の地域への意識については引き続き向上を図っていく必要があると考えられます。

また、コロナ禍により、ボランティアの人数が減少し、交流活動が制限されるなど、地域の福祉活動は厳しい状況になる中、見守りや声かけは維持されています。その一方で、サロンや介護予防活動が制限されていることによる影響により、フレイル[※]になる方や社会的に孤立している方が増加していることが懸念されます。

今後、新型コロナウイルスはもちろんですが、新たな感染症が市内に拡大する事態を考慮し、緊急事態宣言等の活動宣言時の対応や非接触型の活動などを検討していく必要があります。

※フレイルとは、身体機能や認知機能が低下し、要介護状態になるリスクが潜在的に高まっている状態。

②支援体制の課題

本市の人口構造や世帯構成が変化し、地域課題が複雑化・多様化していることから、従来の制度による支援を縦割りで行っては対応しきれない懸念があります。市内の横断連携や、地域における多様な主体の連携体制の構築を進め、重層的な支援体制を構築する必要があります。

そのため、第3次計画の推進状況の市内調査だけでなく、重層的支援体制に向けての考え方を、主要な担当部局にヒアリングを行いました。その中、情報共有や連携体制についてのご意見が多く、

- ・複合事例においては多部局・多機関の連携が必要だが、ルールや考え方が一様ではなく、情報共有に困難がある。
- ・市内であっても個人情報の共有が難しく、要保護ケースとして扱う以前の調査段階において、必要な情報がとりづらいことがある。(地域支え合い活動推進条例の趣旨等の理解が、市内においても十分でない)
- ・地域のネットワークに対して、様々な分野の担当部局がそれぞれに連携体制を構築しているため、地域の負担が大きいように感じる。

こうしたことに対して、福祉総務もしくは情報を取りまとめるようなセクションを新たに創設する必要があるのではないかという意見が寄せられています。今後の社会情勢に対応できるよう、他市の事例等を参照しながら、重層的支援体制構築に向けて、まず市内体制を検討していくことが求められています。

5 地域福祉推進にあたっての課題

基礎調査より、今後の地域福祉の推進にあたって、本市における課題を整理すると、次のようにまとめることができます。

(1) 泉南市全体の課題

①新たな地域のつながりの必要性

地域福祉活動を継続するためには、活動者の高齢化や参加者の減少など人員の課題が大きく、新たな担い手の確保が求められます。しかし、人口減少だけでなく、自治会加入率の低下にみられるように、地域住民の地域とのかかわりも変化しており、地域活動に意義を見出す地域住民は減少していると考えられます。そうした状況の中では、従来のように、直接的に福祉の担い手を求めるだけでは限界があることを認識しなければなりません。

その一方で、近年頻発する激甚災害や多様化する特殊詐欺など、地域における見守りや助け合いの必要性はより切迫しています。市民アンケートにおいても、いざという時のために近所づきあいを大事にしたいと考える方は、世代を問わず多くみられました。従来とは違った形で助け合いのあり方が求められています。

したがって、自治会活動を重視しながらも、新たな担い手の確保だけでなく、新たな地域のつながりを地域住民とともに考え、地域住民すべてを含めた地域福祉のあり方を構築していく必要があります。

②コミュニティの機能維持と居場所づくり

本市は現在、人口減少・少子高齢化が進んでいます。またその影響から、市内の小中学校の再編の検討が進んでおり、地区によっては統合で学校がなくなるところもあり、高齢化に拍車がかかる可能性があります。

こうした中で、そこに住みたい人が安心して住み続けられるためには、地域のコミュニティを維持するための施策が必要です。そのためには、生活必需品等を確保できるような地域の機能維持だけでなく、地域住民が自宅以外につどえる居場所づくりをすることで、コミュニティの構築と地域課題の抽出を推進していくことが重要です。

③多様化する地域課題に対応する体制づくり

近年の少子高齢化や核家族化、ひとり暮らし高齢者世帯の増加など、地域住民の家族形態や地域とのつながり方が変化することにより、孤独死、虐待、認知症高齢者の徘徊、消費者被害など、地域課題が徐々に拡大しています。

また拡大するだけでなく、子ども・子育て支援や高齢者福祉、障害者福祉など、複数の福祉の枠組みにまたがる複合課題も発生しており、従来のタテ割りの支援体制では対応しきれないことが懸念されます。

こうしたことに対し、行政内部や社会福祉協議会の取り組みや連携のあり方をあらためて検討し、多様化する地域課題に対応できる支援体制を構築する必要があります。

(2) 地域住民の課題

地域福祉における地域住民の課題とは、アウトリーチ活動における課題とも考えられ、問題を抱えながらも助けを求めるに至らない理由を考える必要があります。本計画の基礎調査において、多数の方の意見を聞く中で、それは次の「3つの“ない”」であると整理しました。

①知ら “ない”

自らが支援を受けられることを知らず、適切なサービスを受けないことで状態が悪化するケースが起こっています。こうしたことに対しては、制度の周知や情報発信の手法を継続的に改善することが必要です。市民アンケートにおいては、情報取得手段もインターネットと回答する方が若年層を中心に多く、対象に応じた発信手法の検討なども求められます。

しかしその一方で、地域住民一人ひとりが多様な福祉制度や支援主体をすべて把握することは困難と考えられます。そのため、地域住民の生活課題の解決や福祉サービスの利用にあたって相談窓口の充実が求められます。

②でき “ない”

高齢化が進行する中で、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、親亡き後の障害者世帯など、移動が困難で相談に出向くことができないケースが今後増加すると考えられます。また、家族・親族による虐待等の深刻なケースにおいては、心理的な抑圧により本人が助けを求められないことも考えられます。

こうした、相談すること自体が困難なケースにおいては、地域と関係機関の連携が不可欠です。現状でも、子ども支援や高齢者福祉、障害者福祉などの福祉の分野ごとに連携体制はありますが、人口減少や少子高齢化が進行し、地域の状況が日々変化する中で、継続的に課題抽出ができる体制を検討していくことが求められます。

③したく “ない”

明らかに支援の必要な方でも、個人の価値観によって支援を拒否するケースがあります。「地域の目があるから福祉の世話にはなりたくない」や「人に迷惑をかけるつもりはない」など、支援を受けることに罪悪感を持っている方や、「プライバシーに踏み入らないでほしい」など、支援者との距離感が受け入れられない方など、個人によってその理由も様々です。

こうした方々に対しては、適切な距離感での見守りの継続が重要ですが、同時に支援を受けやすい地域の空気を醸成していくことも求められます。

(3) その他

認知症の高齢者や精神障害のある人などの増加を受け、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者が今後ますます増加することが予想されるため、これに対応した権利擁護体制の充実が必要です。

また、誰一人取り残さない社会としていくために、犯罪をした方が円滑に社会の一員として復帰できるように、地域住民が犯罪による被害を受けることを防止しながら、更生するための努力を支援することが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、日頃身の回りで起こる問題に対して、個人や家庭がまず自分たちでできることに取り組み、隣近所や区・自治会、地域の人々やボランティアなど、住民相互の助け合いを通じてみんなで協力し、公的な制度による福祉サービスと組み合わせ、問題解決を図っていくなど、本市はこれまでも重層的で多面的な支援体制の構築をめざしてきました。

地域共生社会の構築にあたっては、これまでに取り組んできた方向性(次ページ)を継承しながら、地域住民、地域、関係団体など、みんなが担い手となることで、子どもから高齢者まで、すべての地域住民がいきいきと輝けるよう、地域福祉を一層推進していきます。

めざすべき社会

- 地域住民一人ひとりがお互いに基本的人権を尊重し、その存在を認めあい、命を尊び、誰もが排除されることのない、差別されることのない地域共生社会
- 地域の中でSOSを見逃さず、必要な人に適切に支援が届き、安心して生活ができるあたたかで、やさしさにあふれる地域共生社会
- 行政と多種多様な個人、機関や団体、事業所等が連携し、協働して取り組むことにより地域の特性を持ったきめ細やかで質の高いサービスの提供や地域の自立性が高まる地域共生社会
- 誰もが地域の中で、安全に安心して、快適に暮らせる地域共生社会



めざすべき社会の将来像

あいを育む泉南市

本市ではもともと、地域包括ケアシステム構築の一環として、在宅医療と介護の連携強化を進めていく中で、多様な主体が連携した支援体制づくりに取り組んできました。本市における地域共生社会の実現に当たっては、地域包括ケアシステム構築に向けて本市の描いたイメージを継承し、推進していくこととします。

泉南市地域共生社会実現のイメージ図

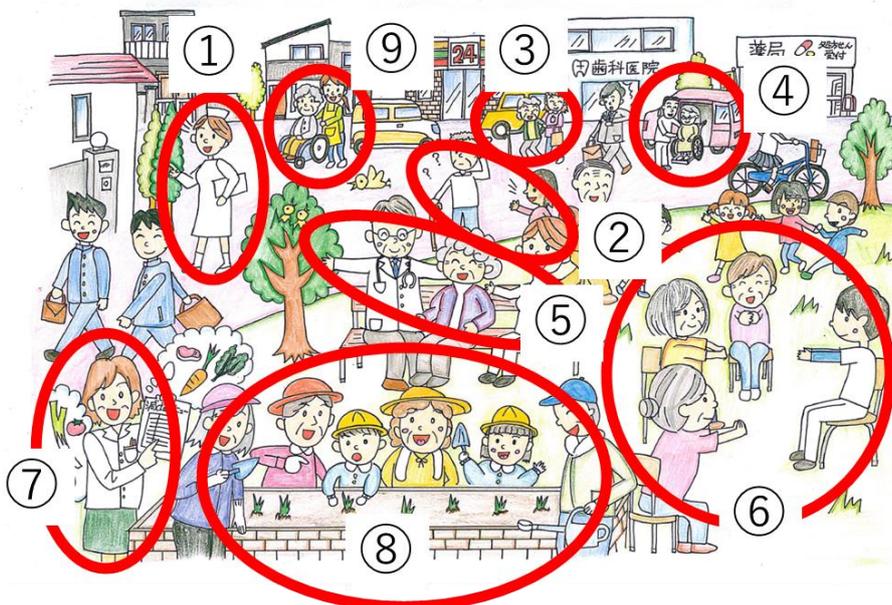
(併用：在宅医療・介護多職種連携事業イメージ図)



泉南市地域共生社会実現のイメージ図のポイント

(併用：在宅医療・介護多職種連携事業イメージ図)

在宅医療・介護多職種連携事業イメージ図



- ① 訪問看護師がお宅を訪問
- ② 子どもが道に迷ったおじいさんに声掛け
- ③ お買いものサポート
- ④ 歯科受診サポート
- ⑤ 医師と看護師が住民と気軽に話せている
- ⑥ 屋外で介護予防体操
- ⑦ 管理栄養士が栄養講座をしてくれている
- ⑧ 地域共生、世代間交流（ボランティアで花壇に苗植え）
- ⑨ 施設入所者のお散歩

2 施策体系

本計画においては、基本施策の方向性を示すほか、本市のすべての福祉施策の基盤となる「『新しいカタチのお互いさま』づくり」のために重要な取り組みを抽出し、重点施策として位置づけ、その推進に注力することとします。

<めざすべき社会の将来像>

あいを育む泉南市

<重点施策>

『新しいカタチのお互いさま』づくり

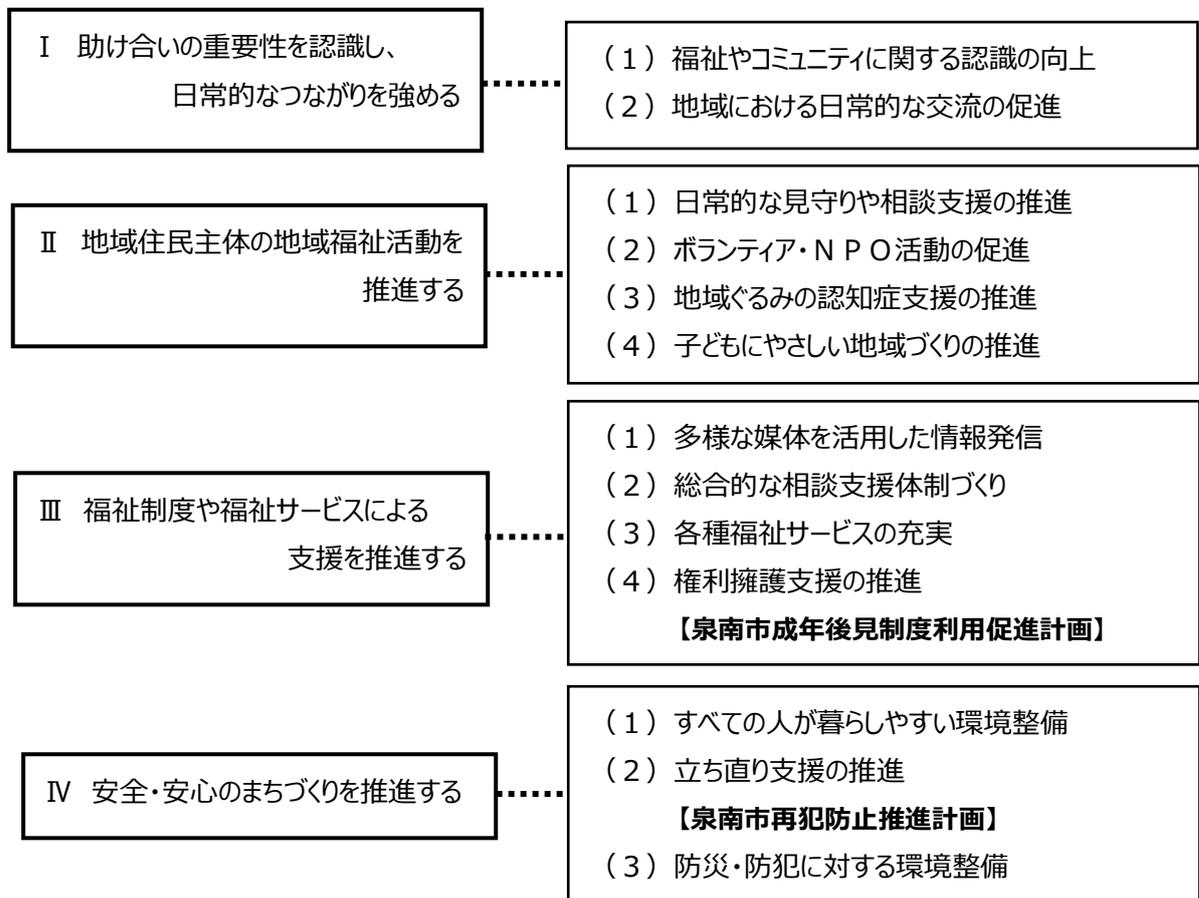
【重層的支援体制整備事業】

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 圏域ごとのつながりづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福まちサポートリーダーの活動推進 ② 小さな拠点機能の整備・地域住民の居場所づくり ③ 地域共生社会に向けた体制の構築 | <p>(2) 「3つの“ない”」に対するアウトリーチの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉制度の周知と相談機能の充実 ② 命を守る横断連携ネットワークの構築 ③ 必要なときに支援を受けられる地域の空気づくり |
|---|--|

重要な取り組みを抽出・重点推進

<基本目標>

<基本施策>



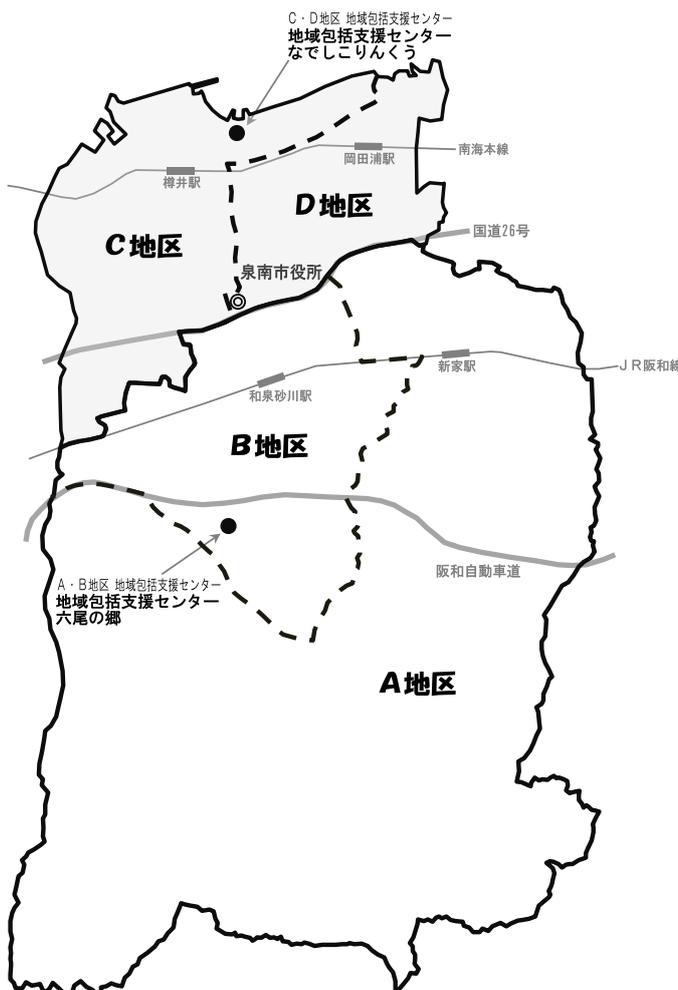
3 圏域の考え方

本計画の施策展開にあたっては、地域の課題や困りごとを抽出する持続可能な体制を構築していくことを目的として、市内を3層の圏域でとらえ、各層ごとに重点施策を設定することとします。また、第3圏域については、よりきめ細かな体制づくりが重要となるため、2層に分割してとらえることとします。

		圏域範囲
第1圏域		市全体
第2圏域		日常生活圏域
第3圏域	1層	小地域ネットワーク活動圏(小学校区)
	2層	自治会範囲

※日常生活圏域: 泉南市地域包括ケア計画等において位置づけられている、高齢者等福祉施策の推進における圏域。

泉南市の日常生活圏域と特徴



圏域	特徴
A地区	市内の全山間部地域を含み、古くからの農業集落地と新しく開発された大規模な住宅地で構成されている。人口の増加がみられるが旧来の住民も多く、高齢者人口は一番多い地域である。
B地区	地域内にJR和泉砂川駅があり、以前はショッピングセンターや商店街、大規模な住宅地の開発、大型団地の開発により、市の活性化を進めてきた地域である。
C地区	市役所や体育館、図書館、総合福祉センターなど行政の中核機関が集積しており、地域内に商店街や大型ショッピングモール、また、関西最大級のレクリエーションスポットなどもあり、市民生活の中心となる地域である。
D地区	旧来の住民が非常に多く、また人口の増減が少なく、農業、漁業を中心に栄えてきた地域であるが、高齢化が最も進んだ地域である。

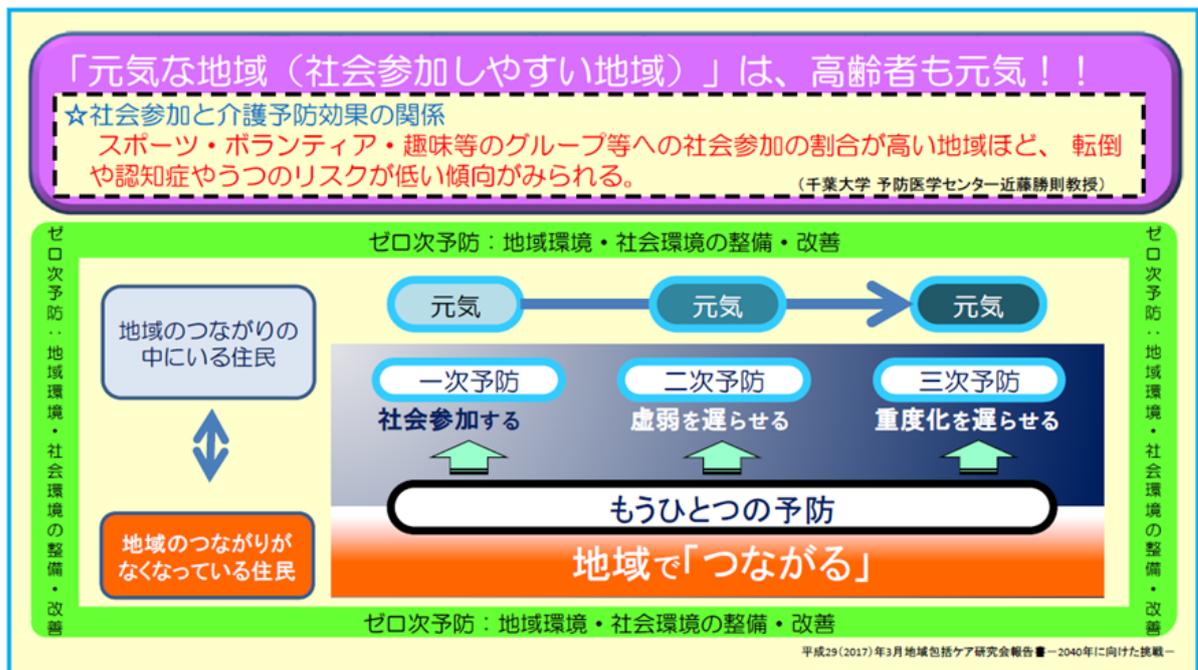
4 基本目標ごとの方針

重点施策 『新しいカタチのお互いさま』づくり

人口減少・少子高齢化、世帯構造の変化など、多様な要因により地域住民の地域とのかかわりは変化しており、従来のように、直接的に福祉の担い手を求めるだけでは限界があることを認識し、“助けたり、助けられたり”の『新しいカタチのお互いさま』を構築していきます。

この「お互いさま」という言葉は、単に個人レベルでの日常的な助け合いだけを意味するのではなく、誰もが必要なときに支援を受けられる社会の仕組みを表すものとして掲げています。人である限り、誰もが支援を受ける側になる可能性があり、今後予想される社会の変化の中でも、必要な人に必要な支援が行き届く社会を構築・維持していくことを「『新しいカタチのお互いさま』づくり」としています。

本市はこの「『新しいカタチのお互いさま』づくり」を、福祉や保健における「ゼロ次予防」であると考え、推進します。「ゼロ次予防」とは、市民一人ひとりが健康維持や社会参加に努める予防行為とは異なり、そうした市民の予防行為を支える社会的、経済的、文化的な環境要因を整備することです。



そのため、地域住民に対して福祉の理解を深め、時代に合った「ほどよい関係の中でのゆるやかで持続可能な地域のつながり」を再構築します。また、行政においても、地域共生社会に向けた連携体制づくりを進めるとともに、地域のコミュニティを維持するための拠点機能やネットワークの整備を進めます。

加えて、地域住民の困りごとの相談を阻害する「3つの“ない”」に対する対策を推進します。

基本目標1 助け合いの重要性を認識し、日常的なつながりを強める

激甚災害や犯罪など、地域住民の命や権利の脅威が迫るいざというときに助け合うためには、日頃からお互いを知り、理解し、認めあうことが重要です。そのため、教育や啓発活動を通じて地域で共に生きる意識の向上を図ります。

何らかの支援を必要とする人々の生活課題、支援ニーズを見逃すことのないよう、地域における多様な交流を進め、日頃からのつきあいの中で顔の見える信頼関係を築きます。

基本目標2 地域住民主体の地域福祉活動を推進する

地区福祉委員会やボランティア団体による活動など、身近な地域における地域住民主体の福祉活動を促進するとともに、地域社会に暮らす地域住民一人ひとりの関心を高め、地域福祉の担い手の発掘や育成を行っていきます。

認知症高齢者本人や家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。また、子どもの権利が守られる、子どもにやさしい地域づくりを進めます。

基本目標3 福祉制度や福祉サービスによる支援を推進する

必要な人に必要なサービスや支援を迅速に提供できるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、必要な情報がより行き届く環境づくりを進めます。

適切なサービスが提供されているか、検証や評価を行いながら福祉サービス等の充実と質の向上を図ります。また、判断能力の不十分な人が財産の管理や福祉サービスの利用を適切に支援できるよう、権利擁護支援の取り組みを進めます。

基本目標4 安全・安心のまちづくりを推進する

年齢や障害の有無等にかかわらず、地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、安全な道路・交通環境づくりや、誰もが利用しやすい生活環境づくりを進めます。

また、犯罪に手を染めることがあっても、孤立することなく立ち直ることのできる地域づくりを進めます。

災害や犯罪に備え、地域住民による主体的な見守り活動の促進、避難行動要支援者の支援体制づくりを進めます。

第4章 施策の展開

重点施策 『新しいカタチのお互いさま』づくり

【泉南市重層的支援体制整備事業実施計画】

(1) 圏域ごとのつながりづくり

①福まちサポートリーダーの活動推進（第3圏域施策）

施策の趣旨

従来の制度には限界がきている

本市の地域福祉における最も重要な課題として、担い手不足が挙げられます。しかしながらそれは地域福祉に限った課題ではなく、人口構造の変化による生産年齢人口の減少や、地域のつながりへの意識の変化などがもたらすものであり、すべての分野において担い手不足が起こっていると考えられます。

こうした状況の中で、従来の枠組みで福祉の担い手を求めていくことには限界があります。

地域住民は危機に向けたつながりの重要性は認識

しかしその一方で、アンケート調査にもみられた通り、いざという時のために地域のつながりや助け合いが重要と感じる割合は、年代によって変わりはありませんでした。近年報道される激甚災害や特殊詐欺に対して、日常的なつながりがなければ急に助け合うことも難しいことは認識していると考えられます。

新たな考え方でコミュニティを強めることが必要

こうしたことから、従来の自治会活動や福祉活動の維持はもちろん重要ですが、単純にその担い手を求め続けるのではなく、新たな考え方を持つ必要があります。そのため本市は福祉の担い手確保だけでなく、地域全体の福祉の意識を底上げするために、福まちサポートリーダーの育成を図ります。

施策の考え方

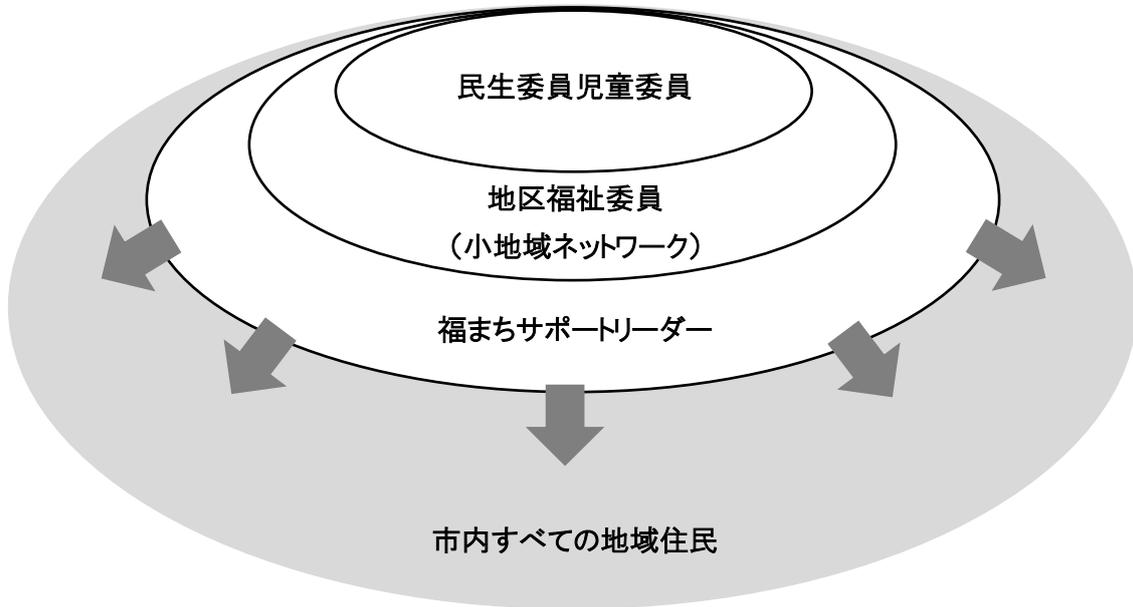
福まちサポートリーダーは、本市における第3圏域の民生委員児童委員や地区福祉委員（小地域ネットワーク）の活動と両輪で推進するものです。直接的に見守りや声かけを行う福祉の担い手というよりも、「福祉に対する意識の高い地域住民」というイメージです。

研修等を通じて「こういう人は福祉の対象になる」とか「今よりももう少し地域のことを知ろう」といった意識を持ってもらうことで、地域住民の福祉やコミュニティに対する認識を底上げし、福祉活動というよりも、それぞれの生活の中で無理のない助け合いのあり方を考えてもらうことを重視しています。

そうした意識を地域住民全体に拡充していくことで、それぞれの地域の実情に応じた「ほどよい関係の中でのゆるやかで持続可能な地域のつながり」の再構築を図ります。

また、「福祉に対する意識の高い地域住民」を拡充していくことで、将来的な福祉の担い手確保も期待できるため、従来の福祉活動の周知啓発も継続します。

地域の見守りや相談支援体制拡充のイメージ



活動指標

指標名	現状値	目標値(R8)
福まちサポートリーダーの人数	35人 (R3. 4. 1時点)	75人

目標の考え方: 研修受講者を現状からの倍増以上を目指す。

重層的支援体制整備事業における区分 地域づくり事業

②小さな拠点機能の整備（第2圏域施策）

施策の趣旨

地区により自治機能の低下が懸念される

本市は人口減少・少子高齢化が進行しており、高齢化率が30%を超える超高齢社会が目前に迫っています。

医療技術の発達や保健衛生環境の向上により健康寿命が延伸しており、高齢者になればすぐに支えられる側になるわけではありませんが、それでも支える側と支えられる側の数に不均衡になっていくことが、地域の自治機能の低下につながっていくと懸念されます。

また、少子化に伴い小学校の統合に関する議論も進んでおり、地区によっては子育て世代が転入することが望めなくなるところも出てきます。

そうしたことから、従来の自治会活動の継続が困難になる地区や福祉のネットワークが弱体化する地区が増加すると考えられます。

新しいネットワークが必要

こうした状況に対し、新しいネットワーク(小さな拠点機能)の構築が求められます。

新しいネットワークの構築とは、人口減少局面にあっても人々のつどいや交流機会を確保し、コミュニティの維持を図ることです。本市においては、第2圏域(日常生活圏域)を単位として、地域のつながりを維持することをめざします。

また、新しいネットワークには、身近な地域に総合的な相談機能が確保されるように、構築します。

施策の考え方

地区の意向に沿いながら、既存のつどいの実態を踏まえながら、新しいネットワークの構築を進めます。また、後述の「地域共生社会に向けた庁内体制の構築(第1圏域施策)」とあわせて総合的な相談機能を検討します。

活動指標

指標名	現状値	目標値(R8)
小さな拠点機能形成モデル地区数	2地区	11地区

重層的支援体制整備事業における区分 包括的相談支援事業、地域づくり事業

地域住民の居場所づくり（第2圏域施策）

施策の趣旨

つどいやいきがい創出の重要性

世帯構造の変化や価値観の多様化により、地域とのつながりの希薄化が指摘されていますが、それにより地域住民の社会的孤立が懸念されます。そのためにも小さな拠点機能のような場所やネットワークは重要ですが、それに伴いつどいそのものを充実していくことも必要です。

また、「互助」の取り組みの推進が、地域社会の安全と安心に好影響を及ぼしているという研究結果もあることから、これまでの地縁・血縁を基盤とした人間関係だけでなく、趣味・興味、知的活動、身体活動、レクリエーション、社会活動等、様々なきっかけによる新しい「縁」をもとに、地域住民のいきがいを創出する様々な取り組みを推進する必要があります。

現状では、子育てサロンや介護予防のための地域の通いの場（WAO体操2・MCI予防教室）、認知症の人やその家族のための地域カフェなど、多様なサロンが開催されており、これまでの取り組みを維持・拡充するとともに、参加しやすいあり方を検討します。

サード・プレイスの必要性

その一方で、明確に制度的な支援対象でない、潜在的に孤立している地域住民に向けての場の検討も必要です。

近年、自宅でも職場・学校でもないサード・プレイス（第3の居場所）の重要性が指摘されています。サード・プレイスとは、「自宅ではない、軽い息抜きの場所」や「リフレッシュのための交流の場」とされており、カフェや公園がそうした場になりうると考えられています。

特に子どもにおいては、核家族化や地域とのつながりが希薄化している現在においては、自宅・学校がストレスを感じる環境である場合には逃げ場がなく、サード・プレイスの必要性はより切迫したものであると考えられます。

既存施設の活用

本市では、地域住民のつどいや自主活動の場として、公民館や青少年センター、市民交流センター等を運営しています。こうした既存施設を活用し、生涯学習、学びを通じての社会参加など、市民交流の活動促進や居場所づくりを推進します。

施策の考え方

本計画における居場所づくりとして、小地域ネットワーク活動におけるグループ援助活動（サロン活動等）を推進し、参加者の増進を図ります。また、本市の地域共生社会連携推進において、サード・プレイスの取り組みを検討します。

活動指標

指標名	現状値	目標値(R8)
ふれあいサロン参加者数	延べ845人(R2)	延べ7,500人
子育てサロン参加者数	延べ711人(R2)	延べ3,500人

目標の考え方: ふれあいサロンは令和元年度水準(新型コロナウイルス感染症拡大前)の30%増。

(高齢者の推定増加率に、潜在的な交流ニーズを加味したもの)

子育てサロンは令和元年度水準(新型コロナウイルス感染症拡大前)の10%増。

(保育利用者の実績増加率に、潜在的な交流ニーズを加味したもの)

重層的支援体制整備事業における区分 参加支援事業

③地域共生社会に向けた体制の構築（第1圏域施策）

施策の趣旨

複合課題に対する縦割りの限界

地域の高齢化や世帯構造の変化などにより、地域課題が複雑化・多様化していることに対し、従来の体制による対応に限界を指摘する声が、庁内からも聞かれています。こうしたことに対し、本市は地域共生社会連携推進チームを立ち上げており、多様な課題に対する横断連携に向けた体制の検討を進めています。

地域連携ネットワークへの展開

第2圏域、第3圏域においては、すでに地域課題に横断的に向き合う主体があり、庁内体制の整備に伴い、統合的なネットワークづくりに取り組みます。

本市が今後めざす体制

エリア	地域福祉	高齢者福祉	障害者福祉	子ども・子育て支援	健康増進	人権擁護
第1圏域	地域共生社会連携推進チーム(市)	市	基幹相談支援センター(市) ・相談支援事業所	子育て世代包括支援センター(市) ・子ども家庭総合支援拠点(市)		市
第2圏域	横断	社会福祉協議会・CSW				
	専門	地域包括支援センター 地域支えあい推進員		保健師(市)		
第3圏域	1層	民生委員児童委員 小地域ネットワーク(地区福祉委員)				人権擁護委員
	2層	福まちサポートリーダー				

施策の考え方

庁内体制を整備し、地域における横断的な体制と接続・ネットワーク化します。また、そうした連携体制を維持・推進するために、重層的支援会議及び支援会議を設置し、定期的・継続的な協議を行います。

活動指標

指標名	現状値	目標値(R8)
重層的支援会議	未設置	毎年1回以上開催
支援会議	未設置	設置

重層的支援体制整備事業における区分 包括的相談支援事業 多機関協働事業

(2) 「3つの“ない”」に対するアウトリーチの推進

①福祉制度の周知と相談機能の充実（知ら“ない”）

施策の趣旨

知ら“ない”ことによるリスク

現在、本市をはじめとした行政機関による福祉制度のメニューは多様化しており、子育て家庭や高齢者など、地域住民のライフステージや属性によって多岐にわたる支援制度があります。しかし、多様さゆえに地域住民が必要な支援情報にたどりつくには、積極的に情報取得をしなければならないものもあります。

ヒアリング調査においては、必要な情報がないために支援を受けないままだったケースも確認されており、ケースによっては支援制度を知らないことが状況や状態の悪化につながることも懸念されます。したがって、情報発信は欠かせない重要な取り組みといえます。

必要な人が必要な支援を受けるためには、地域住民それぞれが取得しやすい情報媒体を活用して発信する必要がありますが、アンケート調査においてもみられたように、年代によって活用する情報媒体が多様です。今後、さらに情報化が進み、地域住民の日常的な情報媒体が発展・展開していくことも予想されることから、情報発信の手法については継続的に検討する必要があります。

相談支援と両輪で進める必要性

本市においても福祉分野ごとに統合的な情報発信に努めている一方で、困りごとは地域住民一人ひとり異なることから、多数の人を対象に行う情報発信では限界があることも事実です。

そのため、第3圏域、第2圏域における、日常的なかかわりの中で地域課題を抽出するアウトリーチ活動が重要であり、情報発信と両輪で取り組んでいく必要があります。

施策の考え方

地域住民の属性に応じた多様な情報媒体を活用し、必要な人に必要な情報が届く発信を行います。また、第3圏域等の日常的なかかわりの中で相談支援を行い、地域住民一人ひとりの状況に応じた情報提供を推進します。

活動指標

指標名	現状値	目標値(R8)
個別援助活動(見守り・声かけ)の延べ回数	10,966回(R2)	13,000回

目標の考え方: 現行水準の30%増。(高齢者の推定増加率に、潜在的な交流ニーズを加味したもの)

重層的支援体制整備事業における区分

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

②命を守る横断連携ネットワークの構築（でき“ない”）

施策の趣旨

深刻なケースへのかかわり

相談でき“ない”ケースには深刻なものが多く、相談に至らないまま身体状態が悪化することや、虐待が発生してしまうなど、福祉分野において最も避けなければならない事態に発展するケースが少なくありません。アウトリーチ活動において最も気かけなければならないものです。

こうしたことに対しては、地域において日常的な見守りや声かけを継続的に実施し、異常を感じた際には速やかに対応を検討できるように、第3圏域から第1圏域までが緊密に連携できるネットワークが確立されていることが求められます。また、医療をはじめとした専門機関との連携体制を確立することが求められます。

情報共有の課題

日常的な見守りや声かけにおいては、緊密な情報共有と早期のかかわりが重要ですが、その一方で、個人情報の取り扱いも慎重に行う必要があります。

本市においては、地域支え合い活動推進条例を制定しており、本条例にもとづき平常時においても活用可能とした避難行動要支援者名簿を活用し、必要性が認められるケースにおいては柔軟な個人情報の運用を可能としています。また、国においても「支援会議」においては、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能としています。こうした制度を活用しながら、地域住民にとって最善かつ適切な情報運用に取り組みます。

施策の考え方

地域共生社会連携推進の中で、適切な情報運用や連携のあり方の検討を進め、本市の実情に合った、命を守る横断連携ネットワークの確立を図ります。

活動指標

指標名	現状値	目標値(R8)
支援者の要請に対して、地域支え合い活動推進条例を活用し、避難行動要支援者名簿の提供の協定を締結した団体数等	合計11	合計16
	うち区10 (締結率30.3%)	うち区15 (締結率45.5%)

重層的支援体制整備事業における区分 多機関協働事業

③必要なときに支援を受けられる地域の空気づくり（したく“ない”）

施策の趣旨

福祉に対しての偏見

ヒアリング調査の中で、昔ながらのつながりが残っている地区も多い一方、福祉による支援を受けていることを地域に知られることを懸念する地域住民が、現在においてもおられることが確認されています。

福祉の支援を受けている人は、誰もが抱えうる課題を抱えている人であり、社会として支援していかなければなりません。そうした考えが全国的に定着してきてはいるものの、福祉の支援を受けることが、他人に迷惑をかけることだという偏見が根強く残っており、払しょくしていく必要があります。

情報発信や第3圏域の活動の中で、基本的な福祉の考え方を発信・啓発し、必要なときに助けを求めやすい地域の空気を醸成する必要があります。

職員等の意識向上

必要なときに助けを求めやすい空気づくりのためには、地域のすべての主体及び地域住民が意識を共有していく必要があります。そのためにも、福まちサポートリーダーの活動の推進など、従来行政と距離のあった第3圏域に対する施策を展開することとしていますが、行政や関係団体においても福祉の基本的な考え方を共有する必要があります。

そのために、職員等に対し、福祉に関する研修をあらためて行い、今後の取り組みにつなげます。

施策の考え方

日常的な見守りや声かけを継続的に実施する中で、誰もが支援が必要な状況になりえることや、社会的支援の基本的な考え方を広めることで、必要なときに支援を受けられる地域の空気づくりを推進します。

活動指標

指標名	現状値	目標値(R8)
職員等に対する地域福祉に関する研修回数	年1回	年2回以上

重層的支援体制整備事業における区分 地域づくり事業

基本目標 1 助け合いの重要性を認識し、日常的なつながりを強める

(1) 福祉やコミュニティに関する認識の向上

施策の方向

地域に根強く残る「相談したく“ない”」という意識にもみられるように、福祉に対する適切でない理解や意識が地域住民の間に残っています。「自ら行為を行えないからといって、人としての価値が低下するわけではない」、「人である限り、自らの力ではできない状況になることはいつでも起こりえる」ということをあらためて理解し、必要な人が必要な支援を受けやすい地域の空気を醸成する必要があります。

このため、各種研修や広報・啓発、主権者教育、体験活動等を通じて、すべての地域住民の地域活動やつながりづくりへの意識を高めます。また、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見、暴力などのない豊かな社会の実現に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発を推進します。

主な取り組み

①必要なときに支援を受けられる地域の空気づくり【地域づくり事業】

重点施策(2)③を参照

②人権教育・人権啓発の推進

広報誌やパンフレット、ウェブサイト(ホームページ)などによる人権に関する広報・啓発を充実し、市民の人権意識を高めます。また、学校・社会教育における人権教育・啓発の推進に努めるとともに、市職員、教職員、保健福祉関係者などに対する人権教育を充実します。

③主権者教育としての地域づくり人材の育成

身近な地域の良さや課題に目を向け、一人ひとりが出来ることを考え、社会貢献等の活動へ参画していく地域人材の育成を、学校教育や生涯学習における主権者教育として取り組みます。

※主権者教育とは、わが国の統治権を持つ主権者(投票権を持つ国民のこと)として、国や社会の問題を自分の問題としてとらえ、自ら考え、自ら判断し、行動していく力を育むことを目的とした教育。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">・研修や啓発活動の推進・学校教育・生涯学習における主権者教育としての地域人材育成・人権に関する広報・啓発の推進
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・広報・情報発信の推進・情報提供等の連携
市民	<ul style="list-style-type: none">・困ったときは誰かを頼る・困っている人を見かけたら、声をかける

(2) 地域における日常的な交流の促進

施策の方向

地域住民の世帯構成が変化し、ひとり暮らしや核家族が増加する中、地域のつながりは希薄化しているものの、いざという時のためのつながりの重要性は、世代を問わず認識されています。また、ひとり暮らしや核家族の増加にみられるように、世帯規模が縮小していく中で地域住民が孤立しやすい状況が生まれているものと考えられ、世代を問わず家庭以外の居場所(サード・プレイス)の必要性が高まっています。

子育て家庭や高齢者のためのサロンや、子ども食堂など、自宅や学校などと異なる居場所づくりに取り組みます。また、居場所だけでなく、区・自治会等による行事や活動を通じた交流、社会福祉施設と地域との交流など、様々な人々が参加できる機会の充実を図ります。

主な取り組み

①小さな拠点機能の整備

重点施策(1)②を参照

②地域住民の居場所づくり

重点施策(1)②を参照

③地域における多様な住民交流の促進

障害の有無や年齢などにかかわらず、すべての人が参加できる行事の開催を働きかけるとともに、各種団体・グループによる多様な交流活動を促進します。また、障害のある人、子育てや介護に悩んでいる人など当事者同士が出会う場や情報の提供などの支援を行います。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">・サード・プレイスとしての居場所づくりの推進・交流活動の促進・居場所や行事等の情報提供・交流活動に参加したい方が、参加しやすい空気づくりをする
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・地区福祉委員活動(サロン活動等)の支援・新たな地域住民が参加しやすいサロン等の検討・各種活動についての情報発信・交流活動に参加したい方が、参加しやすい空気づくりをする
市民	<ul style="list-style-type: none">・サロン等へ定期的に参加をする・交流活動に参加したい方が、参加しやすい空気づくりをする

基本目標 2 地域住民主体の地域福祉活動を推進する

(1) 日常的な見守りや相談支援の推進

施策の方向

地区福祉委員会など各地区における福祉活動がより活性化されるよう、活動の意義等についての周知啓発に努めます。また、地区福祉委員会や区・自治会など諸団体による担い手の育成や地域の実情にあった活動の展開を促進します。

また、地区福祉委員やボランティア等の担い手が減少している現状を鑑み、地域住民一人ひとりの意識向上を図るために、福まちサポートリーダーの育成を通じて、特別な役割に就いていない方でも地域課題に気づき、相談支援につながるやすい環境づくりに取り組みます。

また、区・自治会等の地域住民を主体とした「見守りネットワーク」が、市内全域で網羅するように働きかけるとともに、地域における対象者の把握と日常的な見守り活動の促進を図ります。

主な取り組み

①福まちサポートリーダーの活動推進

重点施策(1)①を参照

②小地域ネットワーク活動の推進

民生委員児童委員や地区福祉委員会などによる見守りや声かけ、サロン活動など、小地域ネットワーク活動を社会福祉協議会とともに促進します。

また、地域住民主体の「見守りネットワーク」が市内全域で構築されるように促進します。対象者の把握に向けた個人情報の提供など、「泉南市地域支え合い活動推進条例」に基づく取り組みを進めます。

各分野の専門機関と連携し、地域住民が抱える課題に応じて適切な相談支援やサービスに結びつけることができるよう努めます。

③地域福祉の推進に向けたネットワークの形成

区・自治会や地区福祉委員会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体などが連携強化を図り、地域福祉の推進に向けたネットワークづくりを進めるとともに、団体間の情報交換などへの支援に努めます。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">福まちサポートリーダーの育成民生委員児童委員との連携第3圏域の円滑な連携体制の構築
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">小地域ネットワーク活動の推進第3圏域の円滑な連携体制の構築
市民	<ul style="list-style-type: none">近所の方を日常的に気にかける異常を感じたら、民生委員児童委員や地区福祉委員に相談する

(2) ボランティア・NPO活動の促進

施策の方向

ボランティア講座等を通じて、ボランティア活動を始めるきっかけづくりを行うなど、ボランティアの育成に努めます。また、ボランティアをしたい人と支援を受けたい人のニーズの調整やボランティア団体同士のネットワーク化を進め、全市的にボランティア活動の促進を図ります。

主な取り組み

①ボランティアの育成・確保

社会福祉協議会や市の広報誌やウェブサイト(ホームページ)などを通じて、ボランティア活動の意義や必要性を啓発するとともに、ボランティア団体や活動内容を紹介します。ボランティア活動をするために必要な基本知識や技能を習得するための講座の開催や情報提供に努めます。

また、社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて市内のNPOやボランティア団体などと連携し、様々なボランティアの育成を促進します。

②ボランティア・NPO活動への支援

ボランティアの組織化を図るとともに、活動の場の提供、NPOも含めた団体間の交流促進など活動支援に努めます。

社会福祉協議会のボランティアセンターによる活動を支援するとともに、地域における福祉活動のリーダーとなる人材、ボランティアの育成について働きかけます。

また、ボランティア等への参加を促進することで、地域住民が福祉の基本的な考え方や福祉制度を知り、必要なときに必要な支援を求められる「助けられ上手」になる効果が得られます。そのため、地域住民へのボランティア等への参加を促進します。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア団体・NPO や活動内容の情報発信・各種講座の開催
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアの育成、担い手確保・ボランティア・NPO 活動の支援・ボランティア・NPO 活動への参加促進、助けられ上手の醸成
市民	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアなどの地域活動に積極的に参加する(福祉の基本的な考え方や制度を知ることによって助けられ上手になる)

(3) 地域ぐるみの認知症支援の推進

施策の方向

認知症の人が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を送ることができるよう、国における認知症施策推進大綱に基づき、地域における支援体制の強化・充実を図ります。

主な取り組み

①普及啓発・本人発信支援

認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進をはじめ、認知症相談窓口の周知や認知症ケアパスの普及に取り組みます。また、認知症の本人からの発信支援に取り組みます。

②認知症予防対策の推進

介護予防の事業として取り組んでいる地域の通いの場(WAO体操2・MCI予防教室)や健康増進事業と連携し、発症遅延や発症リスク低減(一次予防)に取り組みます。

若年性認知症の人が、発症初期の段階から、適切に専門医を受診できるよう、正しい知識と理解の普及啓発に取り組みます。

若年性認知症の人への支援として、「若年性認知症の集い」を継続して開催するとともに、市内に限らず近隣市町にも周知し、本人同士や家族の交流を通して支援を行います。

③早期診断・早期対応

認知機能低下のある人(軽度認知障害を含む)や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行われるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、認知症専門医のさらなる質の向上や連携強化を図ります。

④認知症高齢者や介護家族に対する支援の充実

認知症高齢者が、尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して継続した生活を送ることができるよう、取り組みます。地域カフェの充実により、認知症やその家族が孤立することなく、つながりを構築することを促進しながら、総合的な支援体制「チームオレンジ」を推進します。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">・認知症サポーターの養成等の周知啓発・認知症初期集中支援チーム活動等の推進・地域カフェの充実・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の推進・「認知症バリアフリー」の推進・「チームオレンジ」の推進
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・認知症に関する相談等における連携
市民	<ul style="list-style-type: none">・認知症に関する正しい知識を身に付ける・認知症の疑いのある場合は、早めに地域包括支援センター等に相談する・認知症は誰もがなりうるものと認識し、本人や家族を見守る

(4) 子どもにやさしい地域づくりの推進

施策の方向

国が子ども・子育て支援に係る制度を充実する中で、子ども・子育て支援法制定以前よりも多様なサービスが整備され、子育て家庭を支援する環境は向上しているといえます。しかしその一方で、情報が氾濫し、子育て家庭が必要な支援を選択しづらくなっている現状もあります。適切な支援を受けられないまま、虐待に至るケースも全国的に増加しており、地域社会の日常的な関係性の中で課題をとらえ、ネットワークによる支援をしていくことが求められます。

また、子育て家庭中心の支援ではなく、子ども自身の育ちを最重視し、子ども自身の声が置き去りにならないよう、子どもの意見表明や社会参加の機会を確保しながら、子どもにやさしい地域づくりを推進します。

主な取り組み

①子どもの人権の尊重

「泉南市子どもの権利に関する条例」の理念のもと、子ども自身が夢と希望を培い、健やかに育つことができるよう、人権尊重はもちろんのこと、子ども自身の意見表明や社会参加の機会を確保します。

②子ども・若者の未来を応援する拠点（ネットワーク）づくり

子どもの居場所づくりを推進しながら、学びの場や多世代交流、子ども食堂など、多様な機能を備えた拠点（ネットワーク）づくりを検討します。また、様々な悩みや課題を抱える子ども・若者の相談や支援を行う体制の整備に努めます。

③相談体制の整備

保護者が迷わず相談ができるよう、ワンストップの相談体制を検討するとともに、専門性をともなう相談については、各種相談窓口が遅滞なくつなぎ、きめ細やかな相談ができるように、地域共生社会推進連携体制を整備します。

特に、転入した市民に対する市内子育て支援事業の案内や、乳幼児健診時の面談など、子育てへの不安が高い時期をとらえ、切れ目のない子育て支援を実現していきます。

④ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、高齢者や障害のある家族のケア責任を子どもが引き受けることにより、子ども自身の育ちや教育の機会が奪われる問題を指します。社会的に潜在している可能性が近年指摘されており、本市においても実態把握を進め、庁内の横断連携体制及び関係機関との連携による支援を展開することで、子どもらしい生活を送ることが出来るよう取り組みます。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">・「泉南市子どもの権利条例」に基づく施策の推進・サード・プレイスとしての子どもや若者の居場所づくり・包括的な相談体制の整備・ヤングケアラーの把握、支援体制づくり
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・子育てサロンなどにおける地域課題の把握・専門機関との連携
市民	<ul style="list-style-type: none">・子どものありのままの姿を肯定する（居場所をつくる）・子どもの意見だからと否定せず、一人の人間の意見としてとらえる・虐待の可能性がある場合は、躊躇せず行政等に相談する

基本目標 3 福祉制度や福祉サービスによる支援を推進する

(1) 多様な媒体を活用した情報発信

施策の方向

アンケート調査でみえたとおり、世代によって中心的な情報媒体は大きく違っており、画一的な情報発信では十分とは言えません。情報の性質により、適切な媒体を活用して、必要な人が必要な情報を受け取れる手法を検討する必要があります。

また、ヒアリング調査で聞かれた通り、支援が必要であっても、制度等を知らないことで支援を求めない状況もあり、そうしたケースを看過すると、最悪の場合、本人の状態が悪化していくことが考えられます。「知ら“ない”」ことは地域福祉におけるリスクであることを認識し、制度を周知していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、多様な手段・媒体による効率的な情報提供を図り、市民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、必要な情報がいつでもどこからでも入手できるような体制づくりを進めます。

主な取り組み

①情報提供体制の充実

重点施策(2)①を参照

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">多様な媒体を活用した情報発信障害のある人や外国人等に配慮した表記や方法による情報提供
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">多様な媒体を活用した情報発信地区福祉委員等と連携し、支援を必要とする人に必要な情報を提供
市民	<ul style="list-style-type: none">支援が必要な際だけでなく、日ごろから情報収集に努める支援が必要なときは、地区福祉委員等に相談する

(2) 総合的な相談支援体制づくり

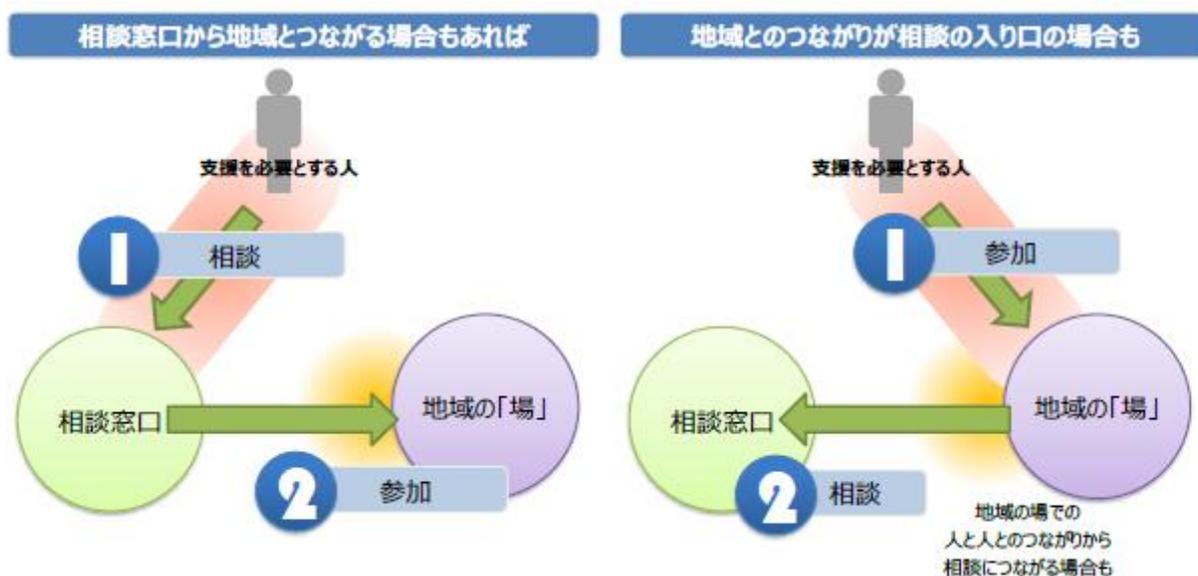
施策の方向

誰一人取り残すことなく、地域課題を抽出・対応していくためには、相談機能の充実が欠かせません。特に地域課題が多様化する中、全国的に深刻な事案も増加している「相談でき“ない”」に対して、迅速かつ柔軟に対応していくために、既存の相談支援体制を継続しながら、行政内部や関係機関が連携する新たな連携体制の構築を図ります。

また、地域課題が顕在化するケースは必ずしも相談窓口からではなく、様々な事情から相談に至っていなかったものが、地域住民のつどいやサロン等の日常的な地域のつながりの中から、支援につながるケースも多いのが実情です。そのため、福祉に対する意識の高い地域住民(福まちサポートリーダー等)の増加を図ることで、そうした地域課題に気づく可能性を高めていく必要があります。

こうした実情を踏まえ、多様かつ深刻なケースを早期に対応していくために、本市において第3圏域として位置づけた主体と行政や専門機関における分野横断的な連携ネットワークの構築を図り、地域住民の気づきから専門的支援に円滑かつ迅速につながるアウトリーチ活動を展開します。

多様な経路から支援につながっている現状のイメージ



資料:三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング

「重層的支援体制整備事業に関わるようになった人に向けたガイドブック」

主な取り組み

①地域共生社会に向けた体制の構築

重点施策(1)③を参照

②命を守る横断連携ネットワークの構築

重点施策(2)②を参照

③相談支援機能の充実

重点施策(2)②を参照

④自殺対策の推進

自殺の未然防止に向け、それにつながる孤立や貧困等の多様な生きづらさの問題に対して、関係機関との間での検討会議等による情報共有を行い、どこに相談しても適切な機関につながるよう連携ネットワークを強化します。また、自殺対策においては、市民一人ひとりがゲートキーパーになることが重要であることから、ゲートキーパー養成研修を推進します。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">・市内における横断連携体制の構築・地域共生社会の実現に向けた、関係機関との連携体制の構築・自殺対策の連携ネットワークの強化・ゲートキーパー養成研修の推進
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・総合相談事業の推進・市との連携体制の構築
市民	<ul style="list-style-type: none">・支援が必要なときは、地区福祉委員等に相談する

(3) 各種福祉サービスの充実

施策の方向

障害の有無や年齢などにかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けることができるよう、各種サービスや相談支援体制の充実など分野別施策の計画的な推進に努めます。

また、利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、サービス事業者自身によるサービスの質の向上への取り組みや、サービス利用に関する利用者の苦情相談を受け付ける仕組みづくり、関係機関による相互の連携を強めていきます。

主な取り組み

①高齢者福祉施策・介護保険事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、支援を必要とする高齢者に対する福祉サービス、介護保険サービスの充実に努めます。

②障害福祉施策の推進

障害のある人の社会参加と自己実現を図り、住み慣れた地域で質の高い生活を送れるよう、就労支援や福祉サービス、相談支援体制等の充実に努めます。また、障害のある人の生活支援、相談支援、緊急時の対応などを総合的に行う地域生活支援拠点等の整備を進めます。

③子ども・子育て支援施策の推進

子どもが夢と希望を培いながら育つことのできるまちづくりに向けて、保育・教育事業の充実や、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の取り組みを推進し、子どもの成長を社会全体で支える環境づくりを進めます。

④生活福祉施策の推進

所得が少なく生活に困っている人の生活の安定と自立の促進に向け、関係機関との連携のもと、その実態を的確に把握しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用や自立支援に努めます。

⑤サービス提供体制の充実と質の向上

福祉サービスの利用に際して不利益な扱いを受けた場合の相談窓口を充実するとともに、サービス事業者による自己評価など、サービスの質の向上に向けた取り組みを促進・支援します。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">各種制度に基づき、必要なサービスの整備必要な人がサービスを利用できるように、地域と連携した情報収集
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">総合相談事業から必要なサービスへつなぐ
市民	<ul style="list-style-type: none">支援が必要なときは、地区福祉委員等に相談する

(4) 権利擁護支援の推進

【泉南市成年後見制度利用促進計画】

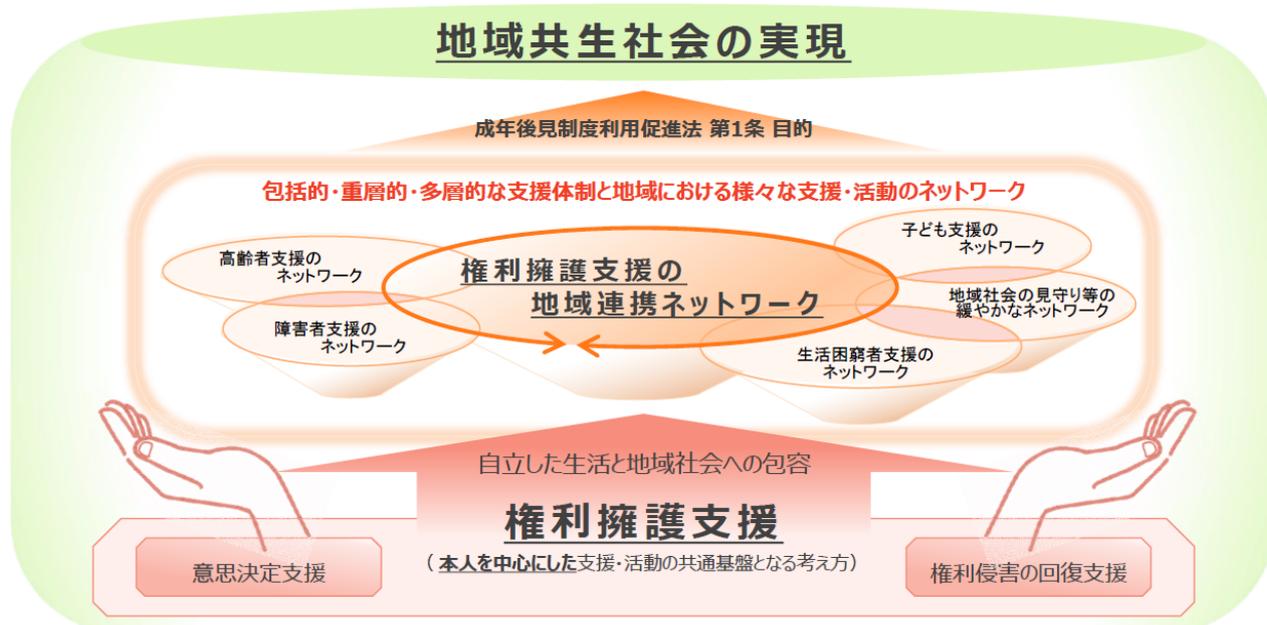
施策の方向

高齢者や障害のある人など支援を必要とする方が増加傾向にある中で、支える家族の高齢化などの様々な要因が加わり、判断能力が十分でないために財産管理や契約行為を行うのが難しい方が、不当な契約などによる権利侵害を受けるケースの増加が懸念されます。

こうしたケースに対し、成年後見制度がこれまで運用されてきましたが、平成28年(2016年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「利用促進法」という。)が施行され、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされたところです。また、利用促進にあたっては、地域住民の参画を得ながら、関係機関との協働による権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進すべきものとされています。

こうした動きを受け、市民生活に密接する重要な成年後見制度についての施策を進めながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

権利擁護支援から地域共生社会の実現につながるイメージ



資料：厚生労働省

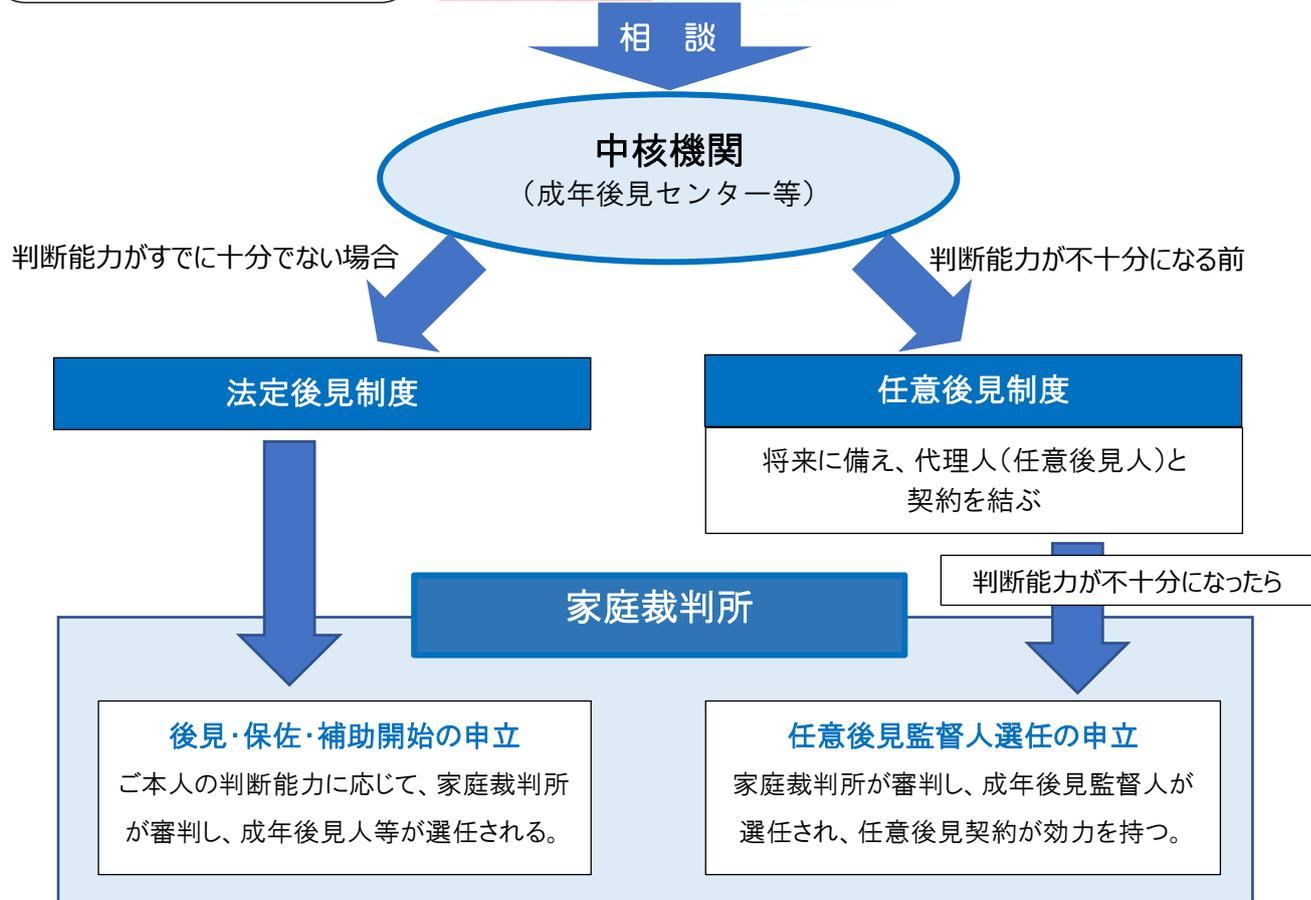
■ 施策の目的

地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること。

■ 施策の目標

地域のつながりづくりの中で、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること。

成年後見制度の利用の流れ



★成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者(成年後見人等)により、法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて①法定後見制度と②任意後見制度の、2つの種類があります。

①法定後見制度

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者・四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類が用意されています。

■法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

②任意後見制度

任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者です。

主な取り組み

①中核機関の設置

高齢化や家族形態の変化により、市民や地域の課題が複雑化・多様化するなか、判断能力が十分でない人が不当な権利侵害などにあふことなく、尊厳をもってその人らしく安心して地域で生活が続けられるよう、権利擁護支援の体制を整備する必要があります。そのため、成年後見制度を運用するための中核機関を設置します。

本市においては、人口規模やこれまでの成年後見制度の運用状況を踏まえ、中核機関を設置し、社会福祉協議会や家庭裁判所などの関係機関と連携のもと、効率的かつ効果的に権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、中核機関の主な業務、特に後見人支援業務を効果的に推進することにより副次的効果として、親族後見人等の経済的虐待や横領等不正防止効果が期待できます。

■中核機関の主な業務

i 普及啓発業務

成年後見制度が必要な人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることを理解し、利用する本人への制度の啓発活動を行うとともに、関係機関と連携しながら地域における効果的な広報活動を行います。

ii 相談支援業務

地域の専門職や社会福祉協議会などの関係団体、行政などと連携をとりながら、成年後見制度に関する相談に応じます。

成年後見制度が必要な人について、後見等ニーズに気づいた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、司法関係者等からの相談に応じ、ニーズの精査や必要な見守り体制、必要なサービス調整を行います。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の活用を検討し、必要な制度の利用支援をしていきます。

iii 成年後見制度利用促進業務

ア) 受任者調整（マッチング）等の支援

成年後見制度が必要なケースについて、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）のアドバイスを得ながら、後見人になるにふさわしい候補者の検討（受任者調整）を行います。

イ) 関連制度からの円滑な移行

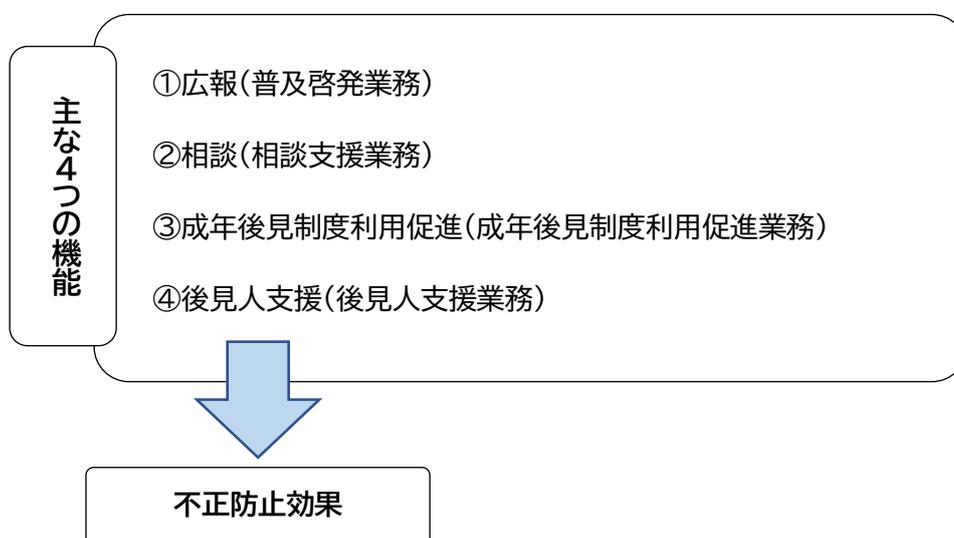
日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との制度間の連携を図り、補助制度・保佐制度の積極的な利用と、日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行を進めます。

iv 後見人支援業務

成年後見制度の不正事案の中には、親族後見人等の理解不足から不正が生じるケースも多くあります。そのような事案を予防するため、家庭裁判所との連携を図り、市民後見人や親族後見人等を孤立させることなく、日常的に相談できる体制を整えます。

また後見人を支えることにより副次的効果として、不正行為の兆候の早期把握といった、不正防止効果を発揮します。

中核機関の基本的な機能



②地域連携ネットワークの整備

地域において、権利擁護支援に必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、地域連携ネットワークの構築を進めます。また、地域連携ネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努め、「チーム」の支援を行います。

■地域連携ネットワークの機能

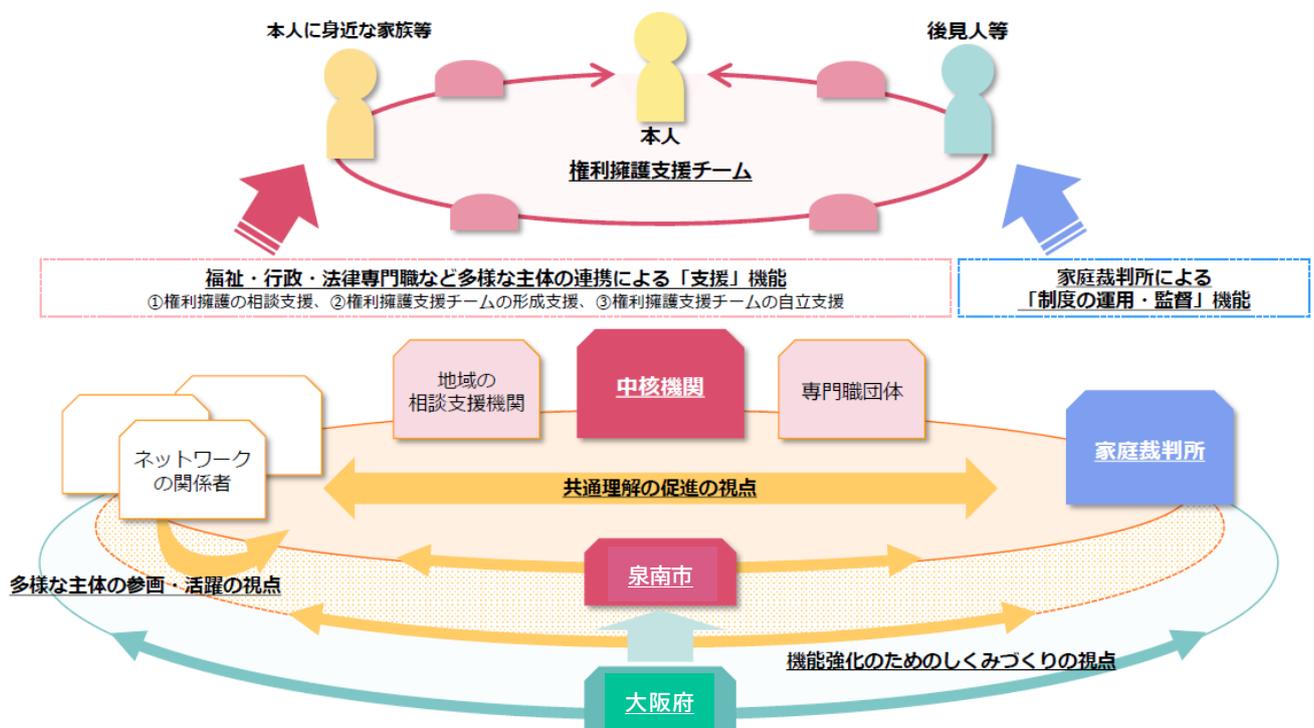
i 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援に必要な人の、それぞれの状況に応じ、身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が「チーム」として協力し、日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握し、必要な対応につなぎます。

ii 協議会等の体制づくり

「チーム」には専門家による適切なバックアップ体制が必要であることから、法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携して必要な支援を行うための協議会を設置し、多職種連携による課題解決を推進します。

地域連携ネットワークのイメージ



資料:厚生労働省

★地域連携ネットワークにおける役割について

①権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行います。

②協議会

協議会は、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。

③中核機関

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担います。

- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">・中核機関の設置・地域連携ネットワークの整備
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・法人後見事業の推進・情報提供等の連携
中核機関	<ul style="list-style-type: none">・中核機関機能の確立・地域連携ネットワークの整備・成年後見制度の運用
市民	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度への理解を深める・身近に成年後見制度が必要な人がいた場合、民生委員児童委員や地区福祉委員に相談する

基本目標 4 安全・安心のまちづくりを推進する

(1) すべての人が暮らしやすい環境整備

施策の方向

住宅や公共施設などにおけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に基づく整備を一層推進していきます。また、安全な道路交通環境の整備に今後とも努めていくとともに、誰もが安心して利用できる交通手段の確保、交通施設の改善などについて関係機関に働きかけていきます。

すべての人が暮らしやすい環境にしていくためには、歩行困難な方に対応していないなどの物理的な障壁だけではなく、そもそも多様な困りごとを想定しない社会の心理的な障壁も課題です。一人ひとりが身近な人の多様な困りごと気づける「心のバリアフリー」を推進します。

主な取り組み

①すべての人が暮らしやすい生活環境の整備

高齢者や障害のある人が住み慣れた自宅での生活が続けられるように、住宅改造・整備を促進します。また、多くの人々が利用する公共施設を整備・改築する際に、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を進め、すべての人が安心して利用できる施設の普及に努めます。

高齢者等を中心として、身近な地域での食料品等の買い物に不便や苦勞を感じている「買い物困難者」にかかわる問題について、本市では福祉有償運送や移動スーパーなど、多様な視点による支援があります。今後も、福祉・産業・交通など様々な観点から、望ましいあり方について検討します。

②安全・快適に利用できる道路交通環境

歩道の段差解消や道路の危険箇所を確認し、警察などとの連携のもと、市民への周知や改善対策に努めます。

交通マナーの向上のため、警察などと連携して交通安全教室の開催や啓発活動の充実に努めます。交通施設・車両などのバリアフリー化、利便性向上について引き続き事業者に働きかけます。

③心のバリアフリーの推進

物理的なバリアフリーだけではすべての人にとって必ずしも暮らしやすくなるわけではないことを認識し、地域住民一人ひとりが、周囲に困っている人を見かけたら、思いやり声かけする気づかいや思いやりの心を育てる「心のバリアフリー」を推進します。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン対応・ 買い物困難への対応・ 交通安全に関する啓発
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・ 移送サービス事業・ 車いすの貸し出し
市民	<ul style="list-style-type: none">・ 日ごろから交通安全に気を付けて生活する・ 高齢者や障害のある人の歩行や移動を手伝う

(2) 立ち直り支援の推進

【泉南市再犯防止推進計画】

施策の方向

わが国では、刑法犯の件数が毎年減少する中で、再犯者の割合が増えています。安心・安全なまちづくりのためにも、犯罪等をした人が社会生活に復帰するための支援を進めることが課題となっています。

また、犯罪等をした人やその家族に対して、犯罪や非行履歴が広められるプライバシー侵害や、地域住民の根強い偏見や差別意識によって就職や住居確保が阻害されることが、依然としてわが国では起こっています。犯罪等をした人やその家族に対する不当な差別や偏見は人権侵害であることを、地域社会も認識していく必要があります。

こうした考え方の下、本計画では、再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、犯罪等をした人が、地域社会において孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯の抑制をめざします。

主な取り組み

①再犯防止に関する地域の理解の促進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域の理解の促進に努めます。

②更生保護関係の支援者・団体との連携

保護司会及び更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、保護司など更生保護関係の支援者・団体に対する相談支援の充実を図ります。また、犯罪等をした人の立ち直りを支援するために、更生保護関係の支援者・団体との連携を推進します。

③自立支援の推進

犯罪等をした人のうち、仕事や住居に困った結果として、再犯につながる例も少なくありません。再犯防止に向けて重要となる就労や住まいの支援を、関係機関などと連携しつつ、充実に図ります。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">・各種制度の周知と利用促進・保護司会等と連携しながら、犯罪等をした人等に応じた支援の推進
市民	<ul style="list-style-type: none">・犯罪等をした人に対する立ち直りの支援・犯罪等が起こった社会的背景への理解を深める

(3) 防災・防犯に対する環境整備

施策の方向

地震などの災害時にも、障害のある人や高齢者など避難行動要支援者が安全に避難でき、安否確認が行えるように、地域での防災体制づくり、避難場所の周知、防災訓練等を進めます。

また、地域での犯罪を防止するとともに、身近に生じた事件や事故等に速やかに対応できるように、地域での防犯体制づくりを進めます。消費者被害の防止に向けた啓発活動や消費生活センターによる相談支援を推進します。

主な取り組み

①災害に強いまちづくり

災害などの緊急時に備え、避難場所の周知や避難行動要支援者支援の必要性について啓発するとともに、地域の団体との連携・協力のもと、平常時・災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備を図ります。

②地域における防犯体制づくり

防犯連絡協議会や警察などと連携し、市民の防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐための啓発活動及び設備の充実に図ります。

③消費者被害の防止

消費者被害を防止するため、広報等を通じた注意喚起を行うとともに、消費生活センターなどの相談支援を推進します。

各主体に求められる取り組み

市	<ul style="list-style-type: none">・地域の防災体制づくりの推進・避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援・防災・防犯に関する啓発・消費者問題に関する啓発・消費生活センターによる相談支援
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・災害時における地域の見守り・避難体制づくりの推進・避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援・災害ボランティアの体制整備
市民	<ul style="list-style-type: none">・日ごろから災害時のことを想定し、避難について考える・災害時に備え、3日以上の水・食料の備蓄を行う・自宅の安全を確認しておく・多様な犯罪・消費者問題の事例をニュース等で確認する

第5章 計画の推進

1 指標の設定

本計画の進捗管理にあたって、重点施策に設定した活動指標を毎年管理するほかに、次期計画策定時までには改善する指標を次の通り設定します。

No.	指標	第3次計画当初	現状値	目標値
1	「困っているときにご近所と助け合いができる関係」だと思える人	20歳以上の市民 28.3%	20歳以上の市民 28.1%	20歳以上の市民 35.0%
2	「身近な助けあいやボランティア活動が活発だ」と思える人	20歳以上の市民 15.9%	20歳以上の市民 15.1%	20歳以上の市民 20.0%
3	「福祉に関する相談がしやすい」と思える人	20歳以上の市民 22.6%	20歳以上の市民 21.5%	20歳以上の市民 25.0%
4	「福祉施設や福祉サービスが充実している」と思える人	20歳以上の市民 22.0%	20歳以上の市民 26.8%	20歳以上の市民 32.0%
5	成年後見センターの設置 及び認知度	—	0か所 —	1か所 35.0%*

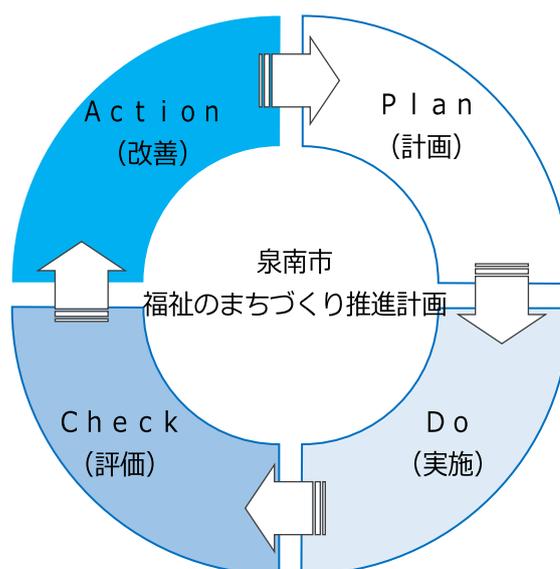
※予測される高齢者及び障害者等、制度の対象となりうる人口比率

2 進捗管理の手法

本計画は、PDCAサイクルの考えに基づき、進捗管理を行います。

主として重点施策を対象として取り組みの成果や課題を毎年検証し、その結果を、行政以外の方も含めた委員で構成される福祉のまちづくり推進計画推進委員会にて報告し、方向性の共有・協議を行います。

また、重点施策以外の施策についても、検証の必要性が認められるものについては、計画期間中に必要に応じて検証を行い、方向性の協議を行います。



参考資料

1. 計画策定の経過

年	月 日	会議・内容
令和3年	5月	第1回策定委員会(書面開催) ・アンケート調査票の内容について
	6月～7月	泉南市の地域福祉に関するアンケート調査 ・20歳以上の市民(無作為抽出) ・社会福祉協議会で把握している地区福祉委員 ・社会福祉協議会の登録ボランティア
	8月	成年後見制度の認知度等についてのアンケート調査 ・泉南市内の高齢者福祉施設の利用者及びその家族
	8月31日	第2回策定委員会 ・泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置づけ等について ・第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の総括について
	10月	ヒアリング調査 ・社会福祉協議会で把握している地区福祉委員 ・市内で活動する関係団体
	10月15日	第3回策定委員会 ・基礎調査結果について ・骨子案について
	12月21日	第4回策定委員会 ・泉南市福祉のまちづくり推進計画(素案)について
令和4年	1月17日 ～2月16日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	3月4日	第5回策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・泉南市福祉のまちづくり推進計画について

2. 策定体制

○泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

泉南市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的として、泉南市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため泉南市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

(1) 計画に関する調査研究

- ア 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- イ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ウ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本要綱に定める目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、地域福祉に関し、見識を有する市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 第1回委員会の会議の招集は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 会議は、委員のうち過半数の出席者により成立とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、生活福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

泉南市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は少子・高齢化社会を迎え地域住民が主体となって、誰もが「住み慣れた地域で安心して生活ができる町づくり」を創りあげ、地域福祉の推進に向けた泉南市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するにあたり、住民等から意見を求め、幅広い観点からの検討をおこなうため、泉南市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、活動計画の策定に関する調査及び検討をおこなうものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員20名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民関係団体
- (3) 社会福祉に関する活動をおこなう者
- (4) 社会福祉を目的する事業者
- (5) 関係機関
- (6) 公募委員

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は必要あるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、場合によっては資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席した者及びその他関係者は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、泉南市社会福祉協議会においておこなう。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮りその都度定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日より施行する。

(招集の特例)

最初に招集される委員会は、第7条の規定にかかわらず社会福祉協議会会長が招集する。

第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会を構成する者

学識経験者	1名
地域福祉団体の代表者	9名
保健・医療・福祉施設等の代表者	5名
地域福祉団体の代表者	2名
教育関係団体	1名
一般参加(公募)	2名

○泉南市地域福祉計画策定検討委員会

泉南市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 泉南市地域福祉計画を定めるに当たり、本市の地域福祉の計画的な推進を図るため、泉南市地域福祉計画策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

- (1) 泉南市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 市民ニーズ及びワークショップからの課題の検討に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本要綱に定める目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、生活福祉課長をもって充てる。

2 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めた時は、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、生活福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

泉南市地域福祉計画策定検討委員名簿

部課名	所属役職名
総合政策部	政策推進課長
〃	危機管理課長
〃	人権推進課長
市民生活環境部	環境整備課長
〃	産業観光課長
福祉保険部	生活福祉課長(委員長)
〃	長寿社会推進課長
〃	障害福祉課長
健康子ども部	保健推進課長
〃	保育子ども課長
〃	家庭支援課長
都市整備部	道路課長
〃	住宅公園課長
〃	都市政策課長
〃	広域まちづくり課長
教育部	教育総務課長
〃	生涯学習課長
〃	指導課長
〃	人権国際教育課長

3. 用語集

用語	解説
あ行	
SDGs (エスディーゼイズ)	<p>(Sustainable Development Goals)「持続可能な開発目標」の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。</p> <p>持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。</p>
NPO (エヌピーオー)	<p>Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体と訳されます。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多くみられます。</p>
か行	
介護予防	<p>家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うことです。</p>
虐待	<p>人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、児童や高齢者に対する虐待が問題となっています。</p>
協働 (パートナーシップ)	<p>市民と行政(または市民と行政、企業)がそれぞれの持つ特性を生かし、補いあい、協力しあい、連携して地域活動や公共的課題の解決にあたること。</p>
権利擁護支援	<p>自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。また、そうした支援を受けられるように、地域等が一体となって支援を行うこと。</p>
更生保護	<p>犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進する活動。</p>
コミュニティ ソーシャルワーカー (CSW)	<p>地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などを重視した援助を行ったり、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけるなど、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図るなどの活動を行う人。</p>
さ行	
市民後見人	<p>市町村等が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任される。</p>
社会福祉協議会	<p>社会福祉法で規定されている社会福祉団体で、民間組織としての自主性と地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を持ち、地域の福祉課題の解決に取り組み、住民が参加する福祉活動を推進する役割を担っています。</p>

用語	解説
小地域ネットワーク活動	地域において、ひとり暮らし高齢者などを対象に、地区福祉委員会を中心に網の目のように相互に連絡・連携しあって、見守りや声かけ訪問活動などを行います。社会福祉協議会の主要な活動の一つです。
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることがないように本人の権利と財産を守り支援する制度。家庭裁判所が本人の障害の程度や事情を確認して本人を支援する人(成年後見人等)を選任します。
た 行	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域子育て支援センター	地域の子育て中(未就学児)の親子が互いに交流し、子育てを楽しみながら仲間をつくる場で、育児不安等についての指導や育児支援を行う機関として、各市町村に設置されています。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の実情にそって「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」等を包括的に提供するための体制。また、地域共生社会の実現に向けて、対象者を高齢者に限らず、障害者や子ども・子育て家庭等にも広げることができるよう、同システムの深化・進化が求められています。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり及び介護予防のための援助等を行い、高齢者の保健医療福祉の増進を包括的に支援していく機関。
な 行	
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な高齢者や障害者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。
認知症	記憶障害から始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする。
は 行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
バリアフリー	高齢者、障害のある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。
保護司	法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティア。保護観察官(専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員)と協力しながら、保護観察や犯罪予防活動等を行っています。

用語	解説
ボランティア	個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。
ま行	
民生委員児童委員	「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣により委嘱された特別職(非常勤)の地方公務員。地域の実情に詳しい方々が民生委員・児童委員として推薦されており、地域の中で住民の立場に立った社会福祉活動を行っている。
や行	
ヤングケアラー	慢性的な病気や障害、精神的な問題などを抱える家族の世話をしている、18歳未満の子どもや若者。
ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。
ら行	
ライフステージ	人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられます。

泉南市福祉のまちづくり推進計画

発行：泉南市 福祉保険部 生活福祉課
〒590-0592 大阪府泉南市樽井1丁目1番1号
電話：072-483-3474（直通）／FAX：072-483-7667
E-mail：seikatsu-f@city.sennan.lg.jp

